

官報 号外

昭和四十七年四月二十八日

○第六十八回 参議院會議 録第十二号

昭和四十七年四月二十八日(金曜日)
午後六時三十五分開議

○議事日程 第十二号

昭和四十七年四月二十八日
午前十時開議

- 第一 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 沖繩國際海洋博覽會の準備及び運営のために必要な特別措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 労働保険特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 空港整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、昭和四十七年度一般會計予算

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 議事日程追加の件 昭和四十七年度一般會計予算外二件

- 一、昭和四十七年度特別會計予算
- 一、昭和四十七年度政府關係機關予算
- 一、日程第一より第九まで
- 一、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。
この際、日程に追加して、

- 昭和四十七年度一般會計予算
- 昭和四十七年度特別會計予算
- 昭和四十七年度政府關係機關予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

昭和四十七年度一般會計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月三日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

昭和四十七年度特別會計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月三日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

昭和四十七年度政府關係機關予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月三日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいま議題となりました昭和四十七年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和四十七年度予算三案は、一月二十八日に国会に提出されたものであります。衆議院における審査が大幅におくれ、四月三日本院に送付されたものであります。なお、この間、一般會計予算について政府修正が行なわれたことは、すでに御承知のとおりであります。

まず、予算の概要及び修正の要点について簡単に御説明申し上げます。

昭和四十七年度予算は、通貨調整後の内外の諸情勢に対処するため、財政の健全性を保ちつつ、積極的に有効需要の拡大をはかり、かつ、国民福祉の向上を強力に推進することを主眼として編成されたものであります。当面する国内経済の停滞を克服するため、公債政策を活用して予算及び

財政投融資計画の規模を拡大したこと、社会資本の整備、社会保障の充実、物価対策、公害対策等国民福祉向上のための諸施策を推進したこと、個人住民税を中心に租税負担の軽減合理化を行なったこと、これら三点をその特色としております。

一般會計予算についての政府修正の要点は、防衛庁の航空機購入費二十六億三千万円、装備品等整備諸費一億六千万円、計二十七億九千万円を歳出予算から減額し、これに關連する国庫債務負担行為を衆議院議長あつせんの内容に沿って取り扱うこととしたこと、及び歳出予算の減額に見合つて歳入予算から国有財産売り払い収入を同額減額したことあります。この結果、一般會計予算の規模は歳入歳出とも一兆四千六百七十六億円となり、財政投融資計画の規模は五兆六千三百五十億円となります。

このほか、予算の内容及び修正の詳細につきましては、すでに大蔵大臣より本議場で説明されておりますので、これを省略いたします。

委員会におきましては、二月四日に四十七年度予算の趣旨について、二月二十八日に一般會計予算の修正について水田大蔵大臣の説明を聴取し、四月四日から質疑に入りしました。自來、本日まで委員会を開くこと十九回、その間二日間にはわたり公聴会を、また、四日間にわたり分科会を開くなど、慎重に審査を行なつてまいりました。

以下、質疑のおもなる点につきまして、その要旨を申し上げます。

まず、外交及び安全保障政策につきまして「ニクソン訪中後の國際情勢は、米、中、ソに欧州と日本を加えた五極体制に入ったともいわれるが、政府は今後わが国外交をどのように進めていく考えか。日中間の国交正常化問題は、原則論で行き詰ましているが、日華条約に決着をつけなければ国交回復は困難ではないか。日ソ平和条約締結の見通し及び北方領土問題に対する政府の考えはどうか。日本の安全保障は、いまや防衛力の増強や日米安保条約より周辺諸国との不可侵条約締結に

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 昭和四十七年度一般會計予算外二件

よる太平洋集団安保に求むべき時期と思われるがどうか。日米安保条約の極東の範囲は、日中国交回復が実現すれば再検討する必要はないか。また、最近、米軍が日本の基地から戦闘作戦行動を目的としてベトナムへ発進したことが明白であるにもかかわらず事前協議が行なわれていないことは、制度の事実上の空洞化を意味すると思われるが、この際再検討すべきではないか。沖縄復帰後米軍が沖縄基地から出動する場合、事前協議があればどう回答するのかなどの質疑がありました。これに対し佐藤内閣総理大臣及び福田外務大臣より「ニクソン訪中後の国際情勢については、政府は、多極化したとの認識のもとに日米関係の一その緊密化をはかりつつ日中国交の正常化、日ソ平和条約交渉を進めようとしており、パングラデシ、モンゴルの承認もその一環として行なつたのであるが、当面最大の課題は隣国中国との国交正常化である。日中国交の正常化については、原則論ばかり先ばしして議論するより、一日も早く話し合いの機会を持つことが大切と考えており、中国は一つであり、中華人民共和国は中国を代表する政府である、台湾は中華人民共和国の領土であるとの中華人民共和国の主張に対し理解を示すとの認識のもとに国交正常化のための政府間交渉を持ちたいと考え、いろいろな方法で中国の理解を求める努力を続けている。長い歴史を持ち、一衣帯水の関係にある中国と今日まで話し合いの機会に恵まれなかったことは残念であるが、政府間交渉にあつたのは過去の不幸なできごとをわびることに、新しい憲法のもとで平和に徹している日本のあり方について十分説明したい。国連における新しい中国の代表はきまつているので、その意味でいままでの諸条約は整理されることがあろうかと思うが、ただいまの段階では、国民政府との間に結ばれた現存の条約を直ちに無効とするわけにはいかない。日ソ平和条約の交渉については、ソ連の領土問題に対する態度に微妙な変化も認められるので、国民全体の協力を得て、なるべく早く平和条約を締結して北方領土を回復したいと考えて

ている。日本の安全保障については、周辺諸国との不可侵条約の締結による集団安保の考え方は、実現性は困難と思われるが、できればけっこうである。ただ、侵略の抑止力が十分でなく、間隙が見られる限り、日米安保条約は必要であり、やめる考えはない。しかし、極東の範囲については、日中国交が正常化され、台湾が中華人民共和国の一省であるというようにならば、当然適用範囲で米國と話し合いが必要とならう。また、事前協議については、日本が戦争に巻き込まれないための歯どめであるので、制度自体については改める考えはないが、運用方法については、発足後相当年月も経過し、沖縄が日本に返ってくるこの際、日米安保協議委員会が協議してみたいと考えている。また、話し合いにあつたのは、日米間の見解を調整整理し、疑義が起らないよう、形式的でなく実態的に詰めて日米間の合意を得たいと思つており、その時期は秋以降になると思う。また、沖縄復帰後の同基地よりの直接出撃発進について事前協議を求められた場合は「ノー」と言いたい」との答弁がありました。

次に、防衛問題につきまして「今回四次防の先取りが問題になつたのは、防衛力の整備がなしくずし的に進められていくことから国民の疑惑なり他國への脅威感が生じたものと思う。これらの誤解を解くためにも、この際、防衛の基本原則と防衛力の限界を明確にすべきではないか。四次防策定を急がねばならない理由、その内容及び時期はどうか。中曾根案と四次防の関係はどうなるのか。文民統制の強化についてどのような具体案を考えているのか。自衛隊の沖縄配備計画を再検討する考えはないか」などの質疑がありました。これに対し佐藤内閣総理大臣及び江崎防衛庁長官より「わが國の防衛力整備は、昭和三十三年に閣議決定された國防の基本方針に基づいて進められており、平和外交の推進や国内施策との調和、日米安保条約を基調とした侵略抑止と民主主義を基調とした独立と平和を守ることを基本としてい

る。防衛力の限界については、憲法上の制約があること、他國に脅威を与えるような武器は持たないこと、海外派兵はしないこと、非核三原則を厳守すること、徴兵制はとらないこと等が何よりの限界である。また、四十七年度の防衛予算は、沖縄分を除けば伸び率は前年度より減少している。軍国主義化に対する海外の批判については、理由はよくわからないが、経済大国になつても軍事大国にはならないとの考えに立つて、福祉施策の充実と海外援助に積極的に取り組んでいるわが國の態度について今後とも理解を求めたい。四次防がないと自衛隊の訓練や装備に欠落が生ずるので、来年度予算の概算要求が始まる八月中には策定したいと考えている。内容については、三次防末期の装備の維持更新、補充等を考えているが、今後慎重に検討して国防会議にかけていきたい。中曾根案は白紙に返つたものと理解願いたい。文民統制については国防会議の強化等も検討しているが、国民の代表である国会が何よりも文民統制の中心であるので、専門の委員会が設置され、十分議論を尽くされることを望んでいる。自衛隊の沖縄配備計画については、久保・カチス取りきめて決定した人員を変更することは国際信義の上からも好ましくないので、沖縄の県民感情等を配慮された総理からの強い指示もあつたので、なおさらに慎重に検討している」との答弁がありました。

次に、財政、経済政策につきまして「佐藤内閣は池田内閣時代の高成長政策を批判し、安定成長と社会開発を約束したが、今日まで実効をあげ得なかつたことの責任をどう考えるか。日本経済の現局面はこれまでの景気循環と本質的に異なっているのではないか。この観点からすれば、今後の経済政策は國際的におくれている個人消費支出水準の引き上げに重点を置いた福祉政策を必要としているのではないか。四十七年度予算は、減税や年金、給与改善等所得面の配慮が足りず、輸出優先型から福祉型に軌道修正した予算とは言えないのではないか。所得税の減税をなぜ見送つたのか。今年度の経済見通しは実質七・二％の成長を確保できるか。外貨準備はふえ続けているが、円再切り上げの心配はないのか。その対策はどうか。四十七年度予算では公債を大幅に増発しているが、これはやがて日銀に買い入れられ、通貨の増発を通じてインフレの原因にならないのか。今回、公債対象経費のワックが広げられているが、将来防衛関係費にまで拡大されるおそれはないか。福祉重視のもとにおける今後の財政運営はどうあるべきか」などの質疑がありました。

これに対し佐藤内閣総理大臣及び関係大臣より「経済政策の運営については必ずしも予想どおりいかなかったことは認めるが、四十年不況を克服し、その後長期にわたつて成長を見たこともそれなりに評価してもらいたい。今後はこれまでの政策によつて生じた國際収支のゆとりを踏まえ、経済運営の基本姿勢を福祉重点に転換していかなければならない。日本経済の現局面については、これまでの景気循環と違い、國際環境の変化による体質の変化に基づく要因が大きいと考えており、個人消費支出水準の引き上げも重要と考えているが、最近では生活環境の安全性とか快適性を望む声が高まっているので、これらを含めた社会的消費の充実が今後の福祉政策の重点を置いていくことが必要と考えている。昭和四十七年度予算は、福祉年金の大幅引き上げを中心に社会保障の充実を力を入れたとともに、公共事業の生活関連事業の比重を高める等、福祉政策と不況対策の両面から考えた軌道修正予算であると思う。所得税の減税については、四十七年度に予定していた減税を昨年末に繰り上げて行なつており、それによる減税効果は二千五百三十億円と見込まれるので、今回は住民税を重点に減税を行なつた。今年度の経済見通しは、上期は底固めの段階を出ないとしても、下期には大型予算の効果により加速が予想されるので、七・二％の成長は可能と考えている。外貨準備については、黒字基調は依然とし

て続いているが、ふえ方には最近鈍化の傾向が見えるので、今後外貨の預託等の活用策が本格化し、大型予算等による国内需要が大幅に回復されれば準備金は微増あるいは減少に向かうことも考えられる。したがって、現状では円再切り上げを迫られるおそれはないと思うが、今後再切り上げの圧力を防ぐためにも、恒常的な貿易収支の黒字の仕組みを築く必要があり、とりあえず輸出価格を上げるよう指導している。公債については、今年度一兆九千五百億円の公債を発行しても、現在の金融緩和の基調から見てインフレになるとは考えられない。防衛関係費は、資産であっても公債対象経費にはしないつもりである。また、今後の財政運営にあたっては、実質成長率七ないし八の定着を予想し、福祉優先財政を目ざして高福祉高負担の原則や受益者負担の原則にけじめをつけるとともに、公債政策の積極的活用、物品税の洗い直しを含めた間接税割合の引き上げ等の方針をもって予算編成に当たりたい」との答弁があった。

次に、福祉問題につきまして「社会保障の現状は、先進国に比較して三十年おくられているといわれるが、今後何年ぐらいておくれを取り戻せるのか。核家族化等により老人問題が大きな問題となつていくのに、所得、医療、税制面の施策が十分ではないか。年金の給付額を西欧のような賦課方式にすれば給付額を大幅に引き上げられるのに、なぜ切りかえないのか。心身障害者等の福祉施設を今後どのように充実していくつもりか。また、公共事業の内容は、住宅、下水道等生活環境整備が道路港湾等産業基盤の整備に比し圧倒的に低い、これではたして福祉優先といえるかどうか。生活関連公共投資の長期計画をこの際全部つくり直す考えはないか。福祉政策を遂行するための財源の確保についてどう考えているのか」などの質疑があった。これに対し政府側から「先進諸国に比べ立ちおくられている社会保障をいつごろまでに西欧の水準まで取り戻せるかは明言できないが、昨年、児童手当の創設により制度は一応全部整つたので、今後は十年ぐらいてめどに計画的に整備を行なえばおくれは取り戻せると思う。老人問題については、今年度は医療の無料化、福祉年金の引き上げ、相続税の軽減等を行なつたが、今後もあらゆる面にわたって施策を拡充していきたい。年金の積み立て方式をいま直ちに賦課方式に切りかえるには、年金加入者数と受給者数の関係から将来の保険料負担が過大となり、切りかえは困難であるが、さらに検討してみたい。厚生年金等については、来年度あたり、再計算期を待たず、生活水準、物価、賃金の上昇と見合った手直しを考えている。身体障害者等の福祉施設については、現状で決して十分とは考えていないが、現在進めている五カ年計画によつて一応整備されるものと考えている。また、公共事業費のうち生活関連事業と産業基盤整備事業の格差は分け方の便宜の問題でもあり、これによつて生活重視でないといわれても困るが、今後とも生活関連事業の比重を高めることに努力したい。住宅、下水道に加え、今年度さらに都市公園、廃棄物処理の二計画が実施され、生活関連公共投資の長期計画は一応そろそろ、必要があればさらに再検討する。また、今後の福祉政策の財源については、目下慎重に検討中であるが、目的税という特定財源をつくることはむずかしいと思う。いままでの軽い負担のままでは財源調達をはかることも疑問であり、所得の上昇に伴い国民負担は若干高まるざるを得ないと思う」との答弁があった。

次に、物価問題につきまして、「佐藤内閣はこれまで一貫して物価の安定を約束してきたが、物価は施政七年間に約四〇%も値上がりしているではないか。不況下において消費者物価が下がらない理由は何か。円を切り上げて消費者物価が下がらない原因及び対策はどうか。消費者物価の安定のためには生鮮食料品を需給調整により安定させることが必要であるが、広域の需給計画を立てる考えはないか。国鉄をはじめ各種の公共料

金は軒並み値上げされているが、なぜ抑制しなかったのか。金融緩和で大法人等が土地を買いあさり、地価高騰の原因になっているが、これを規制する考えはないか」などの質疑があった。これに対し政府側より「物価の安定については最大の努力を払ってきたが、むずかしい問題なので遺憾ながら実効をあげ得なかった。しかし、その間に雇用者所得も一三八%と大幅に上昇しており、実質所得は六八%ふえている。今後の物価見通しについては、今年度は政策努力により五%程度の見込みなので、今年度は政策努力により五%そこそこにとどめたいと考えている。不況下で物価が下がらないのは、その影響が一年ないし一年半のおくれがあること、低生産性部門の賃金平準化、国民の所得上昇に伴う消費需要の増大等が原因である。円切り上げがあったにもかかわらず輸入品価格が下がらない原因についてはいま追跡調査をしているが、その原因としては、円切り上げ前のストック分が残っていること、原油のように輸出段階で引き上げられているもの、流通段階の寡占状況で値下げにつながらないもの等が考えられるが、円切り上げが行なわれた以上、そのメリットは国民に還元されなければならないので、今後とも対策を強力に進めていく。農業生産物のうち、米は生産調整を行なっている一方、野菜や畜産、果樹等は供給不足の状況なので、今後とも需給の調整に力を入れ、価格の安定につとめたい。公共料金については極力抑制する方針に変わりはないが、公共料金といえどもサービスの対価である以上、無理には抑えられない。国鉄については、政府の助成、企業努力を行ない、必要最小限度の値上げにとどめた。大法人等の土地投機については、現在法人の土地購入の実態について調査中であるが、今後地方公共団体への届け出制、土地税制の強化について検討する一方、金融機関等に対しては、銀行監督や日銀の指導を通じてチェックする方針であるとの答弁があった。

次に、公害問題につきまして、「PCBは、母乳や食品などからも検出され、重大問題になっているが、対策をどうするの。また、休廃止鉱山から流出する有害物が飲料水や土壌を汚染し、米や魚を通じて人体に被害を及ぼしているが、すみやかに総点検を行ない、対策を示してもらいたい。公害無過失損害賠償法案は、原案にあった因果関係推定規定を削除し、対象を健康被害だけに限定したのは公害対策の後退ではないか」などの質疑があった。これに対し政府側より「PCBによる環境汚染は重大であるので、製造を禁止することとし、開放性のものは一切使用させず、……(休め、休めと呼ぶ者あり)どうも申しわけございません。」

〔徳永正利君降壇、拍手〕

○議長(河野三三) 予算委員長に事故がありますので、委員長報告は理事が続けます。玉置和郎君。

〔玉置和郎君登壇、拍手〕

○玉置和郎君 閉鎖性のものも回収可能なものに限定したので、これ以上の汚染は出ないと思う。すでに回収しているものについては極力回収し、研究機関を総動員して実態の解明に当たる。食品汚染については、一、二カ月のうちに暫定基準をつくり、これを上回るものは摂取しないように指導したい。休廃止鉱山の有害物については、実情が明らかになり次第、毒物排出に対する規制方法、環境基準の問題等あらゆる点から検討を行ない、遺憾なきを期したい。無過失損害賠償法案については、三年越しの懸案であるので、まず、無過失責任の思想を確立することが第一と考え、いわゆる複合汚染の状態を持つものを対象にし、適用対象も範囲の明確な健康被害だけにとどめたが、財産被害についても将来は取り上げる考えである。公害についての一般的な因果関係の推定は困難であり、また、判例で推定を認める方向にあるなどの事情から今回は削除した」との答弁があった。

次に、外務省の秘密漏洩問題につきまして、沖

このほか、ベトナム問題、沖繩問題、農業問題、中小企業対策、医療保険制度の問題、財政投融資計画、地方財政、貿易、経済協力、教育問題、離島問題、日中新聞記者交換協定、北富士演習場の契約問題、春闘等々、内政、外交を通ずる広範な問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

かくて本日をもつて質疑を終了し、討論に入り
ましたところ、日本社会党を代表して矢山委員が
反対、自由民主党を代表して若林委員が賛成、公
明党を代表して鈴木委員が反対、民社党を代表し
て向井委員が反対、日本共産党を代表して河田委
員が反対の旨、意見を述べられました。

討論を終わり、採決の結果、昭和四十七年度予
算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決

いま佐藤内閣に抱えている国民の不信任感は、言ひごととすることが一致しないのみでなく、言っていることとやっていることと全く違ふといふことであります。社会党が公表した愛知・マイヤー会談に関する極秘電報の内容は、われわれの視線をさえぎった外交折衝の場で、政府の公式言明とは全く違ひ、まさかと思つていたようなやりとりが現実に行なわれていた事実を暴露しました。こうなりますと、日米繊維交渉にも、第四次防先取も、国民の知らないところで密約が行なわれたのではないかという疑念の生ずるのは当然のことであります。

佐藤総理はさきの臨時国会で、戦後体制のワクの中で処理し切れない国際の諸問題が生じているのと述べ、本国会でも、世界情勢が激動し、わが国の国際環境がきびしさを加えていることを指摘し、いまこそ発想の転換を行動に移すべきときであると述べています。まさにそのとおりであります。しかし、それがことばだけの政治に終わっており、事実によつて示されていないのであります。米国との関係は他のいかなる国との関係にも増して重要であると強調されても、アジアの平和と安定と繁栄に貢献できる役割りを果たすために、朝鮮民主主義人民共和国、中国、北ベトナムとの新しい外交の転回はどこにも認められません。日米安保体制と国民の国を守る気概が強調され、四次防の実施を急ぐだけで、国際的通念となりつつある日本軍国主義化をどう打破し、非軍事的な新しい安全保障の方法について多角的な提案と論議をしようとはしません。新しい国際通貨体

しかも問題は、その発想の転換がショックという外庄によつてもたらされ、自主的な判断で行なわれていないことであります。国際経済社会でも「外庄によつてしか変わらない日本、多圧を加えさえすれば変わる日本」という陰口がたたかれるようになりました。しかも、四次防衛問題に始まる諸問題による国会の空転混乱は目をおおるものがあります。まことに佐藤政権の末期現象であり、保守長期政権の退廃であります。外交、経済とも歴史的転換に直面しているとき、国内政治の不毛に国民は焦慮を感じておりますし、政治不信はますます増大されつつあります。佐藤内閣の責任、自民党の責任は甚大と言わなければなりません。

(拍手)

佐藤首相は、政權を担当した最初の国会で「國民の一人一人が新しい内閣に何を求めているか、時代が要求するものは何か、これを正しく把握し、それを愛情と理解をもつて実践に移してゆくことこそ、政府の課題であり、政治の根幹である」と思ひます。」特に内政問題については「私は、人固尊重の政治を実現するため、社会開発を推進めることを政策の基調といたします。」と述べました。七年有余を經た今国会で首相の口から「いいこそ、発想の転換を行動に移すべきときであります。社会開発への前進をはかり、人間性豊かな社会をつくることは、私のみならず、全国民の願ひである」となぜ再び述べなければならぬのでしようか。首相の演説や国会の答弁の中には、みづからの政治がどういう目標で発足し、いまこの目標にどこまで迫ったか、目標への達成を妨げなければ何かを率直に反省し、これを次の時代にバトンタッチするという展望に欠けていると言わな

展があったが、その後は停滞きみで、その実質はむしろ後退きみだと社会保障制度審議会が指摘しているであります。また、社会開発が自力建設にまかされ、社会資本の供給を独立採算の公共企業、公営企業によって行なったり、その財源を受益者負担でまかなう政府の企業化の傾向が中央地方とも著しくなってきました。

また民間資本投資は過剰で、かつ地域配分も無計画であるため、公共投資の不足が異常に表面化し、公害、交通、都市問題、地価上昇などの深刻な難問題が次々に起こってきたのであります。こうした結果に終わった社会開発、人間尊重の施策の現状を直視し、この上に立った反省の施策策が本年度予算にどうあらわれているかの問題であります。

政府は公共事業関係費二兆一千四百八十五億円、特に上下水道、公園、廃棄物処理施設的生活環境施設の整備には前年度当初予算より五・九%多い予算を組み、都市公園、廃棄物処理施設についても五カ年計画を策定したことを強調しています。また、公害対策予算千六百五十四億円、財投二千六百三十八億円、住宅対策にも一般会計、財投計画で一兆円を計上したと述べています。しかし、公共事業関係費の構成は、道路整備

港湾、漁港、空港に四八・三％の予算が組まれているのに、住宅対策、生活環境施設整備に一三・五％が組まれているのみで、資源配分の転換などと言え性質のものではありません。ごみ処理施設整備補助が五十一億九千万円と約三倍になったと言っていますけれども、東京都のごみ対策費は六十八億九千万円であることと比較すれば、国の努力の乏しさを知らることが出来ます。公害対策の五八・九％を占める下水道整備をそっくりそのまま公害対策費に入れることにも疑問があります。

老人医療の無料化と老齢年金三千三百円は社会保障関係の目玉商品であります。しかし、老人医療無料化は、多数の市町村及び三十七都道府県がすでに実施済みのことを国がやると実行したにすぎません。せめて福祉予算というなら、野党修正にもあるように、老齢年金を五千円まで引き上げなくては福祉予算の看板が泣くというものであります。高福祉政策を実現するには、政府経常支出を国際水準並みにするため、現在より四％から五％高めるとか、個人への移転支出を八％程度にするとか、国民所得の一五％を社会保障に充てるとか、最も根幹的な方針を確立することが大切であります。

近く策定される新経済計画は、国民福祉のための重要な、さまざまな分野について達成すべき目標をできるだけ数量化して明示するし、これらの目標を達成するための必要な計画期間中の政府支出額をできるだけ詳細に推計するとともに、この財政支出計画に対応する収入調達計画も具体的に明らかにする必要があります。しかも、これらの計画は、予想されなかった条件の変化に対応できるように、一年あるいは二年ごとに改定延長作業を定期的に行なうとともに、各年度予算と経済計画との間に緊密なつながりが確保されなければなりません。かくて初めて高福祉政策は定着し、政策の転換が具体化されるのであります。

ここで特に強調したいことは、福祉政策システムを実施するために、財界の絶大な政治的発言を

抑制しなければならぬという点であります。そして、各種審議会の人選が改められ、天下りの福祉ではなく、国民との対話を重視する経済計画策定の方式が採用されることが重要であらうと思うのであります。福祉国家における財政の特色を膨張ということばであらわす人もあります。政府は、景気回復と国民福祉向上の二つの目的を達成するため、一般会計に十一兆四千億円の、財政計画に五兆六千億余を計上し、その財源を得るために一兆九千五百億の国債、四千億の政府保証債を発行することになりました。また、地方債は一兆七千二百七十八億円であります。国債と政府保証債と地方債だけで四兆七千七百七十八億円、これに弾力条項の発動による年度途中の追加発行や政府保証のつかない公社、公庫、公団債を入れると、まさに国債に抱かれた財政、借金財政と言わなくてはなりません。政府は、建設公債と市中消化の国債とがあると言っていますが、公共事業の対象範囲を拡大していることや、金融機関の公債引き受け一年後の日銀買い受けを考れば、真の歯止めとなり得ないことは明らかであります。財源不足をカバーするため国債発行をある程度行なうことはやむを得ないとしても、単なる景気対策として、安易に国債を増発するようなことはとうてい賛成できません。国債発行には、財政支出の合理化という前提と、日本経済の基本的な方向を踏まえて、長期的なビジョンの上に立つての計画性がなくてはなりません。政府の国債発行にはこうした展望はないのであります。社会資本の形成が一時的なものでなく、今後も一定の比率で長く行なわれるものとすれば、国債発行はそのための一時的措置としても、その背後に税制改正の長期方針が用意されなければなりません。

政府は、所得税については、四十六年度補正の千六百五十億円の年内減税は本年二千五百三十億円の減税効果を持つていと言っていますが、もととも四十六年度当初の、千六百六十億円程度の減税が少なかったものであります。本年地方税減税、

住民税減税一千億を行ないましたが、国税で果たせなかったことを、財源補てんに苦しむ地方団体に代行させた感があります。特に指摘しなくてはならないのは、財源不足で苦しんでいるときに、法人税附加税一・七五％を継続したという見返りとして、電子計算機特別償却率引き上げ、船舶特別償却率引き上げなど、大企業関係の特別措置が行なわれ、しかも税制調査会答申後に、自民党税制調査会の手で新しく組み込まれたものがあることは、正しい税制改正を妨げるものとして非難を加えなくてはなりません。(拍手)

いま政府は、成長率鈍化による税収の伸びの低下、建設国債発行の限界から財源さがしに夢中になり、付加価値税の導入、物品税の大幅手直し、公害税の新設などが次々打ち出されています。しかし、その底流には、日本の租税負担率は国際的に低いということ、高福祉、高負担の考え方があります。しかし、新しい長期的な税制構想を確立するには、政府支出の内容が福祉優先型に切りかえられ、魅力ある高福祉計画を国民に提示をされるときに、税制の公平性についての信頼を得ることが前提であって、これらの努力を怠って、負担感の軽減が実際は大幅課税である間接消費税の増収を安易にはかるべきではありません。法人税は国際的に税率も低く、実効税率もはなはだ低いのでありますから、まず法人税率の引き上げ、特別措置の全面的洗い直しなど、法人課税の強化をはかるべきであります。こうした政策の実行なくして資源配分の転換はあり得ません。

いま国鉄運賃値上げ、政管健保、国立学校授業料等、軒並みに公共料金引き上げが行なわれています。公共料金は、本来行政的に提供される財貨サービスを提供しない公益企業の商品として提供される場合の対価であります。したがって、国家、公共団体がこれを経済的、政治的観点から必要であると判断するならば、行政的に国家資金を投入して供給されるのが原則であります。私立学校の授業料と格差がある幼稚園より安い大学の授業料値上げはあたりまえだという程度の考え方では、世界各国が大学の授業料を無料にしていることも、私学に大幅な国家資金を出すことも理解できずにはありません。

政府は、本年、卸売り物価は横ばい、消費者物価は五・三％上昇という見通しを持っていました。しかし、生活関連物資の関税引き下げは消費者物価にほとんど反映していません。地価対策費も計上されていますが、ほとんど実効をあげていないのみか、公共事業費の増大、法人の土地投機などで地価の暴騰の傾向は一そう顕著であります。不況下の物価高、インフレーションによる貨幣購買力の低下、不況による賃金上昇率の鈍化、所定外労働時間の大幅な減少や、雇用の減少に加えて、累進的に増大する租税負担だけが労働者に加えられて、労働分配率の改善、週休二日制の実施など、円切り上げの教訓を生かす労働政策はどこにも見られません。激しい春闘の行なわれるのも当然と言わなければなりません。

深刻な景気後退と国の公共事業の拡大は、地方税や交付税の減少と反対に、地方の負担を増大させています。住民要求も向上してきた現在、地方の行政水準を切り下げることは許されず、地方歳入は一段と膨張を続けていくことは明らかであります。国民生活により密着する公共施設の建設は自治体であります。しかし、地方税収入の蔵入に占める比率は低下し、公共事業の財源の中の国庫負担率は減少しつつあり、地方債の中の政府資金はむしろ低下しつつあります。懸案である中央、地方の行政事務、財源の再配分を断行すべきときであります。

政府は、国際経済との調和をはかるため、通貨調整を行ない、自由無差別貿易、特惠関税供与、経済協力を強調しています。しかし、経済協力の主要な目的が反共がいかに政権に対すること入れであったり、日本独占資本の市場確保にあるという批判が強いのであります。また、経済援助がひもつきで、金利が高く、援助は輸出と同じで、他

の国の援助分まで吸い取つてしまふという批判が、開港途上国、先進国からもあります。不況による原材料輸入が減るため、貿易収支が来年度七十億ドル以上の大幅黒字になろうという見方が多く、外貨準備高も二百億ドルに迫ると考えられます。いわゆる外貨減らしを政府はくふうしています。が、ふくれ上がった鉄鋼生産が生産の三五%を輸出しなくてはならないような過剰体質にさせておいて、同時に苛烈な輸出圧力をかけた日本経済の体質をそのままに置いては問題の解決はありません。ふえ続ける輸出にブレーキをかけようとするなら、重化学工業に片寄った産業構造を根本から変えることが必要となってきます。一方、アメリカの黒字国に責任をかぶせる身が、つてな通貨政策に転換を迫る日本の自主性も必要であります。

以上私は、今年度予算の主たる問題を取り上げ、その欠陥の原因と解決の方策について意見を述べました。総理は、冒頭申し述べましたように、国民一人一人が内閣に何を求めているのか、時代の要求するものは何かをいまこそ的確に把握しなければなりません。佐藤内閣の支持率は、三十九年十一月内閣が成立して以来最低の支持率の二四%になりました。(一九%だと呼ぶ者あり)一九%になりました。岸内閣末期安保強行採決後の支持率に次ぐ最低のものであります。政権末期の政治の空白や、議会の混乱はあらためて申すまでもありません。

私は、佐藤総理の決断を強く要望して、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 西田信一君。

(西田信一君登壇、拍手)

○西田信一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十七年度総予算三案に対し、賛成の討論を行なうものであります。いまやわが国は、内外のきびしい諸情勢のもとに、あらゆる分野において一つの転換期を迎えております。戦後二十有余年の長きにわたって米

の施政権下に置かれていた沖縄が、あと十七日の後にいよいよ祖国に復帰いたします。これは佐藤内閣の政治生命をかけた偉業として、歴史に残るわが国外交の輝かしい成果でありまして、百万沖縄県民各位に対し、心からお祝いを申し上げますとともに、全国民ともども、その喜びを分かち合いたいと思います。(拍手)

この沖縄復帰というわが国の戦後外交史に光輝ある一ページを画する歴史的事実に加えて、わが国を取り巻く国際環境は、多極化時代の中で次第に明るさを取り戻しておるのであります。二千年の交流の歴史を持つ隣国中国との正常化への前進、日ソ間の平和条約の交渉をはじめ、米国との関係もまた、貿易経済関係の改善を通じて一そう緊密な友好親善関係を強化しつつあります。これは、政治、外交面における国民世論と、現内閣の真摯な努力によるものと申さなければなりません。

一方、経済産業面においては、これまで、かつて経験したことのない新しい事態を迎えております。四十五年秋以来の景気後退に続いて、昨年夏突如発表された米国の新経済政策、これを契機とした国際通貨体制の動揺は、年末に至って多国間通貨調整により一応の収束を見ましたけれども、その後の世界経済の動向は必ずしも安定せず、わが国経済は、すでに十六カ月余に及ぶところの長期不況の様相を呈しております。このような景気停滞の要因につきましても、内外を通じて幾つかの考え方をあげることができるとでありますけれども、本質的には、わが国経済の体質的変化に基づくものと思われれます。国際収支に見られる黒字基調の定着化、金融の超緩和状況に置かれるがら、わが国の技術革新がすでにきわめて高い水準に到達をいたしており、これから先は、労働生産性をこれまでのように高いテンポで向上させることが困難なこと、また、従来成長要因として景気浮揚の主導力となっていた民間設備投資に多くを期待することができないことが今日の景気停滞に

つながるものと思われるのであります。したがって、今後わが国経済の成長をはかるために、民間設備投資にかわり、これを政府支出と個人消費支出に多くを求めざるを得ないのであります。とりわけ、財政の果たすべき役割がますます重要さを加えているのであります。しかも、同時に、長年の高度成長時代のひずみ現象が先鋭化し、社会的緊張が高まる事態を招きつつあることを考慮するならば、今後の財政運営のあり方が那邊にあるべきかはおのずから明白であります。

四十七年度予算がはたして国民の要請にこたえたものであるか、これを評価する最も重要な指標は、第一に、当面する景気後退を早期に克服し、わが国経済を安定成長の軌道に乗せること、第二に、社会資本の拡充、社会保障の充実等いわゆる福祉優先型経済運営への転換をはかること、この二点に存することはいまでもありません。昭和四十七年度予算は、まさしくこの課題と使命にこたえ、画期的な発想の転換が行なわれておるのであります。景気が停滞し、租税収入に期待されない場合におきましては、収支均衡という財政の常道から申すならば、財政規模の膨張には消極的であることが通常でありますけれども、財政法の許す限り最大限に公債政策を活用した積極大型財政の編成に踏み切ったことでもあります。すなわち、一兆九千五百億円の公債発行額は、四十一年度に初めて建設公債を発行して以来の最も大きな発行額でありまして、この結果、一般会計予算総額は、ここ十年来の最も大幅な増加率を持つ一兆四千六百七十六億円を計上しております。五兆六千三百五十億円に及ぶところの財政投資融資計画もその伸び率におきまして戦後最大の拡大がなされておるのであります。

今回の公債発行について、一部には、赤字公債を発行しなければわが国経済の急速な浮上は困難であるとの主張もあるものでありますけれども、これを財政法のワク内におさめ、かつ、市中消化の原則という歯どめを完全に順守して健全財政を

堅持したことは、高く評価に値するものと言わなければなりません。しかも、金融の超緩和期にあり、十兆円にも達するといわれる需給ギャップがあるとき巨額の公債を発行することはきわめて適切な財政金融政策でありまして、世上言われているような公債即インフレという批判は全く当てはまらないのであります。

また、財政面から見た効果的景気浮揚策としては、公共事業費と減税があげられるのであります。が、昨年末の四十六年度補正予算において、十五カ月予算の構想に基づいて大幅な年内減税と巨額の公共事業費の投入が断行され、最近になって徐々にその効果があらわれ、景気の底入れが確認されつつあるものであります。政府はこれまでも社会資本の充実について努力してまいりましたが、目ざましい経済成長の中で、社会資本の立ちおくれはなお解消いたしておりません。本予算の持つ大きな特色の一つは、社会資本の整備拡充に重点を置いて、公共事業費に二兆円をはるかにこえる思い切った予算の配分を行なっていることでもあります。

ようやく回復のきざしが見られる日本経済は、引き続き実施される四十七年度の積極大型予算によって、上期の底固めを経て、下期には急速に立ち直りを見、政府見通しの実質七・二%の成長率は達成できるものと確信をいたしております。四十七年度予算が福祉予算と呼ばれるゆえんは、社会保障、社会福祉関係予算のほか、住宅、下水道、公園、環境衛生施設等の社会資本の整備、公害対策、交通安全対策、物価対策等々、広範な分野にわたった真に人間福祉の向上のために真剣に取り組んでいるからであります。しこうして、今回、福祉型経済へ転換、前進姿勢をとり得たのも、一に戦後二十数年にわたる保守政権の政策よろしきを得たこと、これにこたえた国民各位のたゆまざる協力があればこそ、今日の繁栄と、それがもたらした蓄積とをもって軌道を修正し得る条件を持ち得たからであります。

GNPで自由世界第二位、百六十億ドルの外貨準備高を持つに至ったわが国経済を直視したとき、保守政権のつとめた財政運営は決して間違っていないことを明白に立証しているものであり、同時に、今後、この充実した国力をもって福祉優先の経済運営を推進せしめ、同時に、国際経済社会における調和と協調を維持していくことに大なる使命感と誇りを禁じ得ないのであります。

政府は、社会資本の充実のため、予算及び財投計画を含めて、飛躍的に増額した配分を行なっており、なかんずく、直接国民生活に結びついている住宅、下水道、公園緑地、環境衛生施設等の整備に重点が置かれており、また、新しく都市公園整備事業、廃棄物処理施設整備事業等にも、それぞれ五カ年の長期計画を策定し、既存の道路、住宅等の長期計画とあわせて、意欲的な姿勢を示しておりますことは、住みよい国土建設の実現がそう遠い将来ではないことを断言できるものと信ずるのであります。

また、これに並んで、公害対策につきましても、一般会計、特別会計を合わせて、前年度に対して五割に近い予算の増額を行ない、水質の保全、大気や土壌の汚染防止を推進するなど、快適な国民生活の実現に格段の努力を払っているものであります。

社会保障の充実も、社会資本の整備拡充と並んで、わが党の最も力を注いだ基本政策でありまして、新年度の社会保障関係予算は飛躍的な伸びを示しており、特に「日の当たらない人に光を」という、社会福祉の拡大に力を注いでおります。中でも特筆すべきことは老人対策であります。人口の老齢化と核家族化によって、適切な施策が急がれており、社会保障の充実が、今回、新たに老人医療の無料化がはかられており、まさに画期的な制度として高く評価されるべきであります。なお、老人医療と並んで緊急性の高い高齢福祉年金についても、これまでになく大幅な増額が行なわれていたにもかかわらず、税制上の優遇措置をも講ずるなど、こまかい配慮がなされておるのであります。

そのほか、生活扶助の引き上げをはじめ障害福祉年金、母子年金についても大幅な増額をはかるとともに、社会福祉施設の整備と職員の処遇改善、身体障害者対策、特定疾患対策など、各分野にわたって改善充実がはかられましたことは、経済成長の成果が国民の生活の中に浸透してきたことを裏づけるものでありまして、御同慶にたえません。しかしながら、現在わが国は、この面におきまして、先進諸国に比べてなお相当のおくれを見ておることにかんがみ、新年度を出発点として、今後十年間ぐらいに先進諸国並みの水準に追いつくよう、政府の格段の配慮を期待してやみません。

沖縄復帰対策の充実も、新年度予算の大きな柱の一つであります。太平洋戦争の最後の激戦地として、また、戦後二十数年の長きにわたり米国の施政権下に置かれておるといふ最悪の条件のもとで、経済、社会、文化のあらゆる分野において、本土に比べ著しい格差が生じておりましたことは、まことに御同情にたえません。一日も早く本土並みの水準に引き上げ、百万県民の生活向上と安定を確保するためのきめこまかな各般の措置が講ぜられなければなりません。沖縄祖国復帰の初年度である四十七年度予算におきましては、本土諸制度への円滑な移行をはかるとともに、各種社会資本の整備、産業経済の振興、社会保障にいたして文教の充実など、各般にわたる施策を遂行いたしますために、一般会計において二千二百億円の財投計画で二百二十億円の及ぶ予算措置が講ぜられております。また、これらの諸施策を強力に推進するため、沖縄開発庁を設置することとなっております。

以上のほか、地方財政の改善、物価対策の充実、総合農政の推進、中小企業対策の充実、文教の振興、経済協力を貿易対策等、各般にわたって

福祉国家の建設、国民福祉の向上のための配慮がなされていることを特に指摘しておきたいと存じます。

以上、昭和四十七年度予算は、当面する経済の動向に即応したきわめて適切な予算でありますと同時に、福祉優先を指向した、まさにわが国戦後の財政史に特筆されるべき歴史的な予算として、満腔の賛意を表するものであります。(拍手)

最後に、私はこの際、一、二の点について政府の善処を要望したいと存じます。

その一つは、防衛問題についてであります。政府は、わが国防衛の基本原則、防衛力の限界等を明確にするとともに、いよいよ文民統制の原則を疑われることのないように善処をせられることはもちろん、国土防衛に關する国民的コンセンサスの形成、諸外国の理解を求めることについて最善の努力を望みたいというところであります。

その第二は、高度な福祉社会を育成し、その実現を達成するため、政府はすみやかにその進むべき方向と手段を明確にすべきであり、国民もまた適正なる負担の甘受と私権の乱用を戒める等、政府、国民ともに発想の転換が必要であると存じます。

新年度予算案は、衆議院の審議のおくれから四月三日本院に送付されましたが、以来、参議院は国民の立場に立つて、連日にわたり、きわめて精力的に、きめこまかい充実した審議を行なっており、幸いにして憲法第六十条第二項後段の適用をまつことなく、四日間の余裕を残して本日ここに議了されようとしておりますこと、は、まさしく参議院の自主性と良識を発揮して、国民の期待に沿ひ得たものとして欣快にたえないところであります。

今後、予算の執行にあたっては、現下内外のきびしい諸情勢に対処して、いよいよも財政政策の効果を減殺することのないよう、政府の十分な配慮を特に要望してやみません。

以上所懐の一端を申し述べて、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 鈴木一弘君。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 私は、公明党を代表して、昭和四十七年度一般会計予算外二予算に対し、反対の討論を行なうものであります。

反対の第一の理由は、基本的政治姿勢であります。佐藤内閣の無定見な外交、防衛政策は、多極化しつつある国際情勢の中で十分に対処してないものがあります。

昨年の中国国連復帰が実現し、ニクソン米大統領の訪中が行なわれ、新たな局面に入ったにかかわらず、国連下部機構への中国の参加に対し棄権の態度をとってきております。今日、中華人民共和国の存在を無視してアジアの平和はあり得ないのは周知の事実であり、かつ、日中の国交回復はわが国の世論とささなっているものであります。

また、日台条約を破棄し、日中間の戦争状態を最終的に解決することが政府に強く要請されているのであります。しかしに政府は、日台条約に固執して一歩も踏み出さずとしないのであります。このままにして推移せんか、日本外交は必ずやアジアの孤児となり、世界に失笑をうけて迎えられるようになるおそれが生ずるとしか言えないのであります。外交問題の肝心なためである中国問題に對し的確な外交指針がないということは、多角、多極化した外交の展開が望めないということでもあります。

予算審議の過程で明らかになった沖縄返還協定にまつわる密約問題は、官僚独善外交の姿を余すところなく露呈しております。国会と国民を欺瞞して、沖縄軍用地の復元償補を実質的には日本国民の税金で行なうことは許せないことであります。しかるに、国家機密を云々し、みずからの欺瞞行為を、記者逮捕、起訴というすりかえを行なうにじつたことは、秘密外交だけが日本外交の基

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 昭和四十七年度一般會計予算外二件

本方針であると国民は受け取らざるを得ないのであります。まさしく、暗く危険な外交姿勢であると言わざるを得ません。

また、防衛問題については、四十七年度予算において第四次防衛計画の先取りを行ない、前代未聞の政府修正に匹敵するを得なかつたこと、沖縄への自衛隊物資のやみ輸送とその送り返し、さらに立川基地への不意打ち移駐などは、文民統制が空洞化し、危険な状態にあることを立証しているものであります。

以上申し上げたこれらの問題に対する責任はまことに重大であります。

佐藤総理は、衆議院の予算通過に際して「責任を感じている」と述べられたのであります。すでに予算成立を目前に見ている現在、国民の福祉のため、国際的孤児を避け、平和国家をつくるため、一日も早くその責任に基づいて退陣するべきであり、強く要求するものであります。

反対の第二の理由は、経済財政運営が、政府の宣伝とはうらはらに、福祉優先になつていないこととあります。佐藤内閣は予算編成にあたって、従来の経済成長、輸出優先の政策から、国民福祉重視への発想の転換をはかつたと言っているのではありません。しかし、すでに公害国会の際に、佐藤総理は「福祉なくして成長なし」と国会で所信表明を行なつておりますし、さらにさかのほれば、第一次佐藤内閣が誕生した当時、ひずみ是正と人間尊重を旗じるしとしていたのであります。このことを考えてみると、いまさら発想の転換を云々せざるを得ないといふことは、七年の在任中、所期の目標が全く達せられないで、佐藤内閣が公約違反をしたことをみづから告白したものと云わざるを得ません。この政治責任をどうなるのか、あらためて国民とともに問いたいほどであります。

数年来の政府の経済財政演説では、経済大国を誇らしげにうたつておたのでありますが、その結果国民が得たものは、一六・八八％の大幅な円切り上げと不況、さらに世界一の公害、消費者物

価の連続上昇という、たいへん苦しい贈りものであつたのであります。このことは、いままでの経済財政政策が完全に失敗であつたと断言せざるを得ないのであります。不況克服と福祉型経済への転換を目標に掲げた昭和四十七年度予算は、いかに割り引きしても、不況克服に重点が置かれていゝとしか見えないのであります。

政府は、福祉優先を言うために、公共事業費の中では生活環境重点の資金配分を行なつたと言つておりますが、一般會計を見ても、道路整備費は八千五百七億であるのに対して、生活環境施設整備費はわずか千四百一億円でしかありません。また、財政投融資においても、総額五兆六千億円のうち、政府の使途別分類で見ても、生活環境整備は七千九百億にすぎないのであります。このようないくつかの例からもわかるように、決して生活環境関連の社会資本の充実をはかることに重点を置いてゐるのではなく、過去何回も行なわれた不況克服のために産業基盤整備予算の拡大を行なつたのと何ら違わないのであります。発想の転換は単なることばに終わつてゐると言えるのであります。

さらに、四十七年度には、新たに公共事業投資の五カ年計画がいろいろつくられておりますが、私も前々から要求しております長期、短期の福祉計画は全然考慮されておりません。これは財政運営を福祉重点にすることを拒否している何よりの証拠であります。長・短期の福祉計画がつくられ、将来の資源配分の見取り図が国民の前に示され、これが実行されるというのであれば、従来の財政運営の姿勢と大差ないと言つてよいのであります。生活環境に例年より若干予算がふえたというふうなことをもって福祉型経済への転換などと言ふ政府の心算には、ただただ驚くばかりであり、それが財政資金を使つて不況克服を要する財界と、過剰生産におちいついて産業界救済のためのメッキに使われているとしか言えないのであります。

第三の反対理由は、あまりにも劣悪な社会保障についてであります。

昭和四十七年度の社会保障関係費は一兆六千四百億円で、これは前年度比二二・一％の伸びで、これは一般會計予算の伸び率とはほとんど同率で、決して社会保障の分野にウェイトを置いた福祉型予算が組まれたとは言えないのであります。さらに、一般會計の中に占める構成比は一四・三％、これは佐藤内閣の七年間はほとんど変わつてきておりません。社会的な弱者のめんどろを十分に見ない政府が、どうして人間尊重を口にすることができず、先進資本主義国の社会保障関係の構成比は、西ドイツ三〇％、英国二二％、米三三・八％というように日本の倍程度になつております。経済大国の社会保障としてはあまりにも劣悪な内容であります。政府は、四十七年度の社会保障の目玉商品は、老人医療の無料化、老齢福祉年金の大幅増額と言つておりますが、七十歳以上の老人の医療無料化は、すでに四十三県が何らかの形で取り上げており、また、千五百をこえる市町村が実施をいたしております。政府の施策はあと追ひ行政で、野党から政府の怠慢が追及され続けてきていたものであつて、政府が麗々しくことさら言えるものではないはずであります。老齢年金は、二千三百円を三千三百円と、千円の引き上げをたいへんなことのように宣伝しておりますが、三千三百円になつても一日当たりわずか百十四円で、たゞと代にしか当たりません。しかも、三十四年当時、生活扶助基準の二分の一程度であつた老齢福祉年金が、四十七年度には四分の一程度に低下してゐるのであります。大幅に引き上げたといふ老齢年金も、これではあま玉年金にすぎないのであります。

ここで問題なのは、一体、老人福祉政策を考へるとき、目玉商品などという考え方で、いいのかわるか、政府の反省を求めておきたいのであります。また、社会福祉施設に入つてゐる子供たちの予算の積算は、四十七年度、飲食物で一日十四円

アップの二百五十三円、小づかいは三十九年以來据え置き月額百円、日用品費は一日十六円となつております。この物価高の日本で、はたしてこの金額で人間として尊重され、最低限の生活を国が保障していると言えるでありましようか。経済大国の仮面のもとで、こうした不幸な人たちにしわ寄せをする財政運営が許されるものでありましようか。

反対理由の第四は、物価政策についてであります。

佐藤総理は、国民生活の安定と物価安定政策を最大の公約として首相の座に着いて、戦後の最長不倒記録を樹立した内閣であります。しかしながら、在任期間中において、はたして国民生活は豊かになり、消費者物価は安定したでありましようか。国民の期待は残念ながら裏切られたばかりか、かえつて昨年の大幅な円切り上げと不況というダブルパンチを受け、国民大衆の間では佐藤内閣の従来の経済運営に対して深い疑問を投げかけてゐるのが現実であります。

国民福祉の充実と景気振興を柱とした経済運営を遂行するためには、まず消費者物価の安定を最重点施策とする予算の編成方針が欠かせないはずであります。ところが、政府のつた物価対策は、今年に入つてタクシー、バス、郵便料金、物統令廃止による消費者米価の値上げを誘発させ、国鉄運賃、医療費、国立大学の授業料などの一連の値上げが予定されてゐるのであります。公共料金の値上げは、他の諸物価の一斉の値上げを誘発することは明らかであり、現に多くの製品、物価の値上げが予測されてゐるのであります。こうしたことから見て、政府が公約した昭和四十七年度に消費者物価五・三％に抑えることはとうてい不可能と言わざるを得ないのであります。佐藤総理が勇断を持つて公共料金の値上げを阻止することこそが、政府の国民に対する義務であるにもかかわらず、聞くところによると、強行採決という暴挙をもつてしても国鉄運賃値上げ法案、健保法案

を通そうという動きがすでにあり、この姿は国民無視をそのまゝ示しているものであります。また、この一連の値上げをこのまゝ放置するならば、スタグフレーションという最悪の状況を招き、国民生活はますます深刻になり、危機を招くことは明らかであります。

また、円切り上げによって輸入価格が低下し、消費者物価に反映することを国民は期待していたのであります。予算委員会が政府の答弁は、単なる行政指導をとるという抽象的な答弁に終始し、具体的な品目の値下げを示さなかったことは、物価対策に対する政府の熱意がないことを示しています。

第五の反対理由は、一兆九千五百億円の国債発行についてであります。

昨年の円切り上げにより、本年は戦後最大の不景気に見まわれるとの予想から、政府は今回の大型予算を組んだわけであり、その一七％を国債収入にたよっていることは重大な問題であります。なぜならば、いままでは国債政策は、押えぎみに発行するという方向できたのであります。それをここで百八十度転換し、完全に国債に抱かれた財政に変質するからであります。政府は、この国債発行を社会資本拡充と景気回復のための公共投資の財源確保策として発行すると言っております。しかし、政府の社会資本の拡充とか公共投資というのも産業基盤の拡充であり、産業優先のものであります。生活環境施設の投資を軽視した上、さらに国債の利子支払いの返済に国民の血税が使われることは、金持ち優遇、大衆課税の国民不在の国債政策であります。土地買収代金に多くを食われている公共事業の拡大は、必然的に地価の急騰を招き、土地成り金や大手不動産業者に利益をもたらす、国民大衆のささやかなマイホームの夢さえ打ちこわしてしまうのが、今日の国債政策の実情であります。国債を使っての不況克服の救済策は、実は財政を悪用して所得の逆再配分だけを強めるものであり、こうした国債発行は国民

を愚弄するもので、強く反対するものであります。

最後の反対の理由は、所得減税についてであります。

四十六年度に年度内減税を十三年ぶりに実施したとの理由から、四十七年度において所得減税を見送っていることとあります。はなはだ残念なことであり、政府の先見の甘さを露呈した以外何もでもないと思ふのであります。

まず、経済成長率の政府の見通しの実質四・三％であります。これを達成することはむずかしい状況にあります。最近の機械受注の動きを見ても、四十五年一月から二月をピークとして停滞してきており、四十六年に入ってから一段と色を濃くしてきているのであります。このような状態は、さらに、四十七年の七、八月ごろまで続くと思ふのであります。民間調査機関などでは、四十七年度予算が企業面に与えるのは四十八年以降にずれ込むと見ており、景気の先行きはかなりきびしい面を迎えることになると思ふのであります。物価高に悩む国民は少しでも余裕があれば直ちに買いものをし、消費してしまふのであります。昨年の年度内減税が景気刺激のための施策であつたというならば、景気などの点からも四十七年度も減税に踏み切るべきでありました。公明党の主張する夫婦二人の四人世帯で課税最低限を百三十万円まで引き上げるべきであります。また、大蔵省が予算委員会に提出した資料を見ますと、四十七年度に所得税を支払うサラリーマンは前年度より二百五十万人もふえて三千万人に迫る見通しとのこととあります。すなわち、サラリーマンがこんなにふえているのだから、九百億円の近い減税をしなければ物価が上がる分だけ逆に増税となるということとあります。したがって、減税のないことはただただ一般大衆にのみしわ寄せがくるといふこととあり、この点からも反対するものであります。

以上をもつて反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 柴田利右門君。

〔柴田利右門君登壇、拍手〕

○柴田利右門君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となつております昭和四十七年度予算三案に対し、以下申し述べ理由により、反対の意向を表明いたします。

申すまでもなく、明年度予算は例年になく国民の非常に高い関心を集めていたところであります。わが国が昨年の秋、円の切り上げにより、これまでの高度経済成長、輸出中心の政治が、内にあるのは福祉の貧困、物価高、公害をもたらし、外にあっては国際経済上の摩擦を引き起こすなど、完全に破綻し、いまこそ国民の福祉向上を中心にした政策への転換が強く求められていることは、御承知のとおりであります。しかるに、政府予算案は、対前年度費二・一八％の伸びを示しながらも、福祉予算に名をかりて実は財界迎合の景気刺激のみを最大のねらいとしたものであると断言してはばからないと思ひます。

この予算案を具体的に吟味するとき、私が反対する第一の理由は、勤労国民の希望を無視して所得減税を見送っていることとあります。

政府は、その理由として、昨年度の年内減税は明年度の減税を繰り上げたといふこと、そして、不況下において歳入の大幅増収が見込まれず、財政難であると詭弁を弄しているのであります。しかし、これは大きなごまかしで、昨年の年内減税はあくまで景気刺激を目的にした補正減税であつたはずであります。それだけではなく、減税の内容は、税率の緩和を中心にしたいわゆる金持ち減税であつたことは、広く国民の知るところであります。

さらに、政府は、財政難を理由にされておりますが、それならば、不公正な税制を改め、取るべきところから取る努力をしなかつたのか。この点、私には理解できないところであります。特

に、利子配当優遇の廃止、交際費課税の強化、銀行の貸し倒れ引き当て金課税の抜本的改革並びに法人税の引き上げなどの配慮がなされたならば、大幅な増収がはかられたはずであります。これを怠り、財源不足を理由にするがごときはまことに言語道断と言わなければなりません。

第二の反対理由は、公共料金の値上げがメジロ押しに並んでいるということとあります。

国鉄旅客運賃二・三％、貨物二・五％の大幅値上げをはじめ、大学授業料、健康保険掛け金、航空運賃、タクシー料金、郵便料金などの値上げがすでに決定されております。これらは、物価値上げムードを助長し、他の関連物価への波及を呼ぶことは必至であります。また、公共事業の推進が地価対策なしに行なわれようとしていることも見のがすことのできない問題であります。政府は、今年度経済見通しにおいて、消費者物価の上昇を五・三％に見込んでおられるが、以上申し上げた諸点からして、絶対に五・三％におさまる可能性はございません。

第三の理由は、社会保障関係費について指摘せざるを得ないのであります。政府が真に社会保障の充実を考えるならば、そこには長期的なビジョンがあり、それに基づいた計画的な措置がとられなければならないのであります。ところが、予算案を見る限りでは、全く計画的な質的な改善の方向はなく、ただ各部に金を割り当てるといふ量的な面のみ重点が置かれているのであります。これでは福祉優先政策への抜本的転換という国民の強い要請は無視され、国民の期待を裏切るものと断ぜざるを得ないのであります。今度の目玉商品といわれる老人医療の無料化も、実施時期は四十八年であります。なぜ一日も早く実施されないのではありませんか。あまりにもおそきに失するものであります。

さらに老齢福祉年金は月額わずか三千三百円であります。昭和三十四年発足以来十三年間にわずか二千三百円しか上がっていないのであります。

す。まことに粗末の一言に尽きるが、はたしてこれが年金と言えようか。また医療行政についても、今後は医療体制の質が大きな問題とされるのであります。これについては全く目が向けられていないのであります。しかも、今回すでに医療費が一・二割引き上げられ、これを受益者負担という名において国民に大きな犠牲をしいる政府の態度は、断じて許しがたいところであります。医療制度の根本改正をそのまゝにして、保険料の値上げのみを行なうのは、福祉予算に逆行するものであり、これを要するに、うたい文句や看板は実になりっぱであるが、いかにもインスタントの感が強いと思うのは、ひとり私のみではないと存じます。

第四の反対理由は、公共事業費が対前年度比二九・九の伸びを示しながら、依然として産業基盤整備が中心に置かれていくということであり、私は、これをあえて全面的に否定するものではないけれども、今日その必要性の叫ばれているのは、住宅建設、公園整備、下水道整備をはじめとする環境保全、生活基盤を中心とした社会資本の充実と重きを置くべきではなかったかと考えるものであります。あまつさそ政府は、国債を増発してまで公共事業を景気浮揚策として打ち出したのであれば、それだけ地方自治体の財政を圧迫するのでありまして、地域住民、広くは国民の生活基盤強化に重点を置いた公共投資に努力を傾注すべきであります。しかも、環境を保全し、国民の住みよい生活環境を整備することが国民福祉への最低の条件であり、土台であることを思うとき、本予算案の内容はまことに遺憾のきわみであります。

反対する最後の理由は、大型福祉予算と自衛費についてであります。むろん私は、独立国である以上、最小限度の措置を必要と考えております。しかし、防衛力の増強については、国民の合意が得られ、なおかつ米中接近など、世界の緊張緩和の方向ともあわせ考えながら善処すべき問題

であらうと思ふのであります。はたして今日、それほど防衛力を増強する必要があるものであらうか。政府は、当初予算において四次防衛の先取りを行ない、次々と新規予算を認めたのであります。が、衆議院段階において強く撤回を迫られ、予算案の組み直しを余儀なくされたことは御承知のとおりであります。しかし、これで問題が片づいたのではないことを銘記すべきであります。政府は、防衛予算に対する国民的合意の必要性を痛感すると同時に、シビリアン・コントロールの具体的措置を早急に講じ、四次防衛そのものの再検討を全国民的規模で行ない得るよう、あらゆる努力を傾注すべきであります。

以上、私のこの予算案に対する反対理由を申し上げましたが、最後にこの際、佐藤総理に一言申し上げたいと存じます。

今国会の推移を思うとき、国民の政治不信の念は一そう広がり、まことに憂慮すべき事態にありまします。いまや佐藤内閣の挽歌の響きはおおくもありません。すみやかにその責任を痛感し、退陣されんことを要求して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三吉) 河田賢治君。

〔河田賢治君登壇、拍手〕

○河田賢治君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十七年度一般会計予算案外二案に反対する討論を行なうものであります。

まず最初に、本予算案の審議の過程で露呈された佐藤内閣の憲法無視、国会の権威と審議権をじゅうりんする不当行為とその政治責任についてであります。

四次防衛予算の先取りに端を発し、台湾領土帰属をめぐる総理発言問題、立川基地への自衛隊やみ討ち移駐、沖縄への自衛隊資材の強行配備、沖縄交渉密約と言論報道弾圧など、どの一つをとっても内閣退陣に値する不当行為を積み重ねながら、最

小限の責任さえとうとうとしなかった佐藤内閣の政治責任は重大であります。特に、沖縄協定発効を前にして明るみに出た日米密約は、協定の持つ屈辱的、侵略的内容の氷山の一角を示すものであり、交渉の経過をすべて国民の前に当然明らかにすべきものであります。しかもに政府は、国民を欺く虚偽の国会答弁が暴露されるや、卑劣にも言論・報道弾圧というファシシ的暴挙をもつて国民に挑戦し、機密保護法制定の意図さえにおおせたのであります。事ここに至って、佐藤内閣の国民欺瞞の反民主主義的、対米従属の本性を、国民の前に余すところなく示したのと言わざるを得ないのであります。

第二に、本予算の持つ危険な軍事的性格についてであります。防衛予算は、伸び率、絶対額ともに、自衛隊発足以来最高を示し、国庫債務負担行為二千四百億円を含む四次防衛計画の先取りを行なっているものであります。しかも、その内容は攻撃型装備の強化、兵器国産化による産軍混合体制、沖縄への自衛隊配備など、ニクソン新戦略に基づく軍国主義復活を一段と推し進めるきわめて危険な内容となっており、絶対に承認し得ないものであります。

第三に、本予算案が、財界の強い要求にこたえて、徹底した独占に奉仕する救済政策を最大の眼目としている点であります。

二兆一千四百八十四億円に及ぶばく大な公共事業は、その大半が高速道路、港湾、新幹線建設など、もっぱら大企業救済に役立つ産業基盤整備に投入され、国民が切実にその解決を求めている深刻な過密過疎問題、特に、大きく立ちおくれた下水道、住宅、公園、地方生活道路など、住民生活に直結する生活環境整備は、わずか一三・五％しか占めていない点に、独占資本救済本位の景気対策という本質が端的に示されているのであります。その上、ドル・ショック対策を口実にした為替差損補償、交際費課税強化の見送り、譲渡所得税非課税など、大企業に対する各種の税財政上の

優遇措置を強めながら、最も不況のしわ寄せを受けている下請産業、中小企業、労働者、農民など勤労住民には何ら見るべき施策を講じていないのであります。わが党は、このような大企業本位の景気浮揚策予算に断固反対し、いままさに勤労住民の税負担の大幅軽減、社会保障の充実などによって国民の購買力を大幅に高めるとともに、緊急かつ切実な要求である住民の生活環境整備の抜本的強化を行なうよう主張するものであります。

第四に、一兆九千五百億円に及ぶ、事実上歯止めを失った国債発行に踏み切っている点であります。一般会計総額の実に一七・九％も国債に依存する公債政策がインフレを激化させるとともに、国民にその元利返済のための大きな負担を押しつけることは明らかであります。しかも、こうした赤字公債の乱発は、原則として公債発行を禁止している財政法第四条のたまえをじゅうりんするものであります。かつての戦時国債による塗炭の苦しみを経験した国民に重大な危惧を呼び起こすものと言わねばなりません。

さらに、許しがたいのは、こうした赤字公債乱発に加えて、タクシー、バス、電報郵便料金に引き続き、国鉄運賃、大学・高校授業料、さらには物統令廃止に伴う消費者米価の値上げなど、とどまることを知らない公共料金値上げを押しつけていることでもあります。わが党は、このような、かつてない国民大取奪予算をとうてい認めることはできないのであります。

第五に、本予算案は、政府が鳴りもの入りで宣伝した国民福祉向上予算とは似ても似つかないものとなっている点であります。今日、いわゆる寝たきり老人は全国に四十万人をこえ、十万人をこえる心身障害児は、何らの施設にも入れないまま放置され、その大半が義務教育を受ける権利さえ奪われ、言々に言われぬ苦しみと将来の不安におののいているのであります。

政府が大型福祉予算を誇り、目玉商品とした老齢福祉年金も、たばこ一箱分、わずか一日百円にすぎないのであり、寝たきり老人対策がたった十億九千万円で事足りたりしているのではありません。これをとも福祉向上予算だと頑強に主張する政府こそ、まさに厚顔無恥と言わねばなりません。事実、総予算に占める社会保障費は一四・三％で前年と変わらず、国民所得に占める比重はヨーロッパ先進国の三分の一以下という現状は、改善されるどころか、ますますその格差を広げるものであります。

最後に、私は、佐藤内閣が行なっているベトナム侵略への新たな積極的加担について触れなければなりません。

政府は、今回のアメリカのハノイ、ハイフォン爆撃などベトナム侵略の拡大を公然と支持するとともに、事前協議を全く空洞化し、日本全土からの自由出撃を認め、国民のきびしい糾弾を受けているのであります。最近の新聞世論調査が示したように、内閣支持率がわずか一九％と、歴代保守党政権の最低を記録した事実は、こうしたベトナム侵略加担はもとより、最初に指摘した佐藤内閣の憲法無視、国民主権と国会の権威をじゅうりんして恥じない反動的、ファッショ的政治姿勢に対する国民の峻厳な審判の結果であります。いまや佐藤内閣退陣は、国民の圧倒的多数の要求となっていることを明瞭に示しているのであります。

私は、佐藤総理の即時退陣を強く要求するとともに、本予算案に反対の意を表明して討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。
これより三案を一括して採決いたします。
表決は記名投票をもって行ないます。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六票

白色票

二百二十五票

青色票

一票

よって、三案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百二十五名

中村 登美君	久次米健太郎君
亀井 善彰君	川上 為治君
熊谷 三郎君	温水 三郎君
濱田 幸雄君	森 八三二君
棚田 四郎君	中村 楨二君
橋本 繁蔵君	原 文兵衛君
松垣 徳太郎君	志村 愛子君
竹内 藤男君	高橋 邦雄君
柴立 芳文君	古賀 雷四郎君
黒住 忠行君	小林 国司君
大松 博文君	玉置 猛夫君
永野 鎮雄君	山崎 五郎君
長田 裕二君	菅野 儀作君
石本 茂君	佐田 一郎君
安田 隆明君	藤田 正明君
源田 実君	長谷川 仁君
二木 謙吾君	河口 陽一君
木村 睦男君	土屋 義彦君

栗原 祐幸君

木島 義夫君

宮崎 正雄君

楠 正俊君

米田 正文君

丸茂 重貞君

高橋 雄之助君

内藤 三郎君

平島 敏夫君

江藤 智君

西村 尚治君

後藤 義隆君

鍋島 直紹君

新谷 寅三郎君

伊藤 五郎君

白井 勇君

植竹 春彦君

木内 四郎君

平泉 渉君

山口 長治郎君

杉原 荒太君

上原 正吉君

八木 一郎君

山本 利壽君

松平 勇雄君

那 祐一君

山下 春江君

古池 信三君

細川 護照君

堀出 啓典君

松岡 克由君

重宗 雄三君

上田 稔君

野末 和彦君

山田 勇君

岩動 道行君

中山 太郎君

内田 善利君

藤原 房雄君

佐藤 隆君

河本 嘉久蔵君

栗林 卓司君

藤井 恒男君

川野 静君

片山 正英君

中村 利次君

青島 幸男君

金井 元彦君

岩本 政一君

原田 立君

中尾 辰義君

堀木 又三君

長屋 茂君

木島 則夫君

柴田 利右門君

若林 正武君

矢野 登君

上林 繁次郎君

矢追 秀彦君

増田 盛君

渡辺 一太郎君

阿部 憲一君

萩原 幽子君

山本 敬三郎君

山崎 竜男君

峯山 昭範君

田代 富士男君

鈴木 省吾君

寺本 広作君

柏原 ヤス君

黒柳 明君

高田 浩運君

園田 清充君

田淵 哲也君

中沢 登子君

鹿島 俊雄君

植木 光教君

沢田 実君

渋谷 邦彦君

玉置 和郎君

町村 金五君

鈴木 一弘君

宮崎 正義君

橋 直治君

高橋 文五郎君

向井 長年君

高山 恒雄君

大森 久司君

岡本 悟君

二宮 文造君

多田 省吾君

吉武 恵市君

小笠 公韶君

小平 芳平君

中村 正雄君

塚田 十一郎君

柴田 栄君

村尾 重雄君

伊部 真君

前田 佳都男君

平井 太郎君

工藤 良平君

竹田 現照君

大竹 平八郎君

剣木 亨弘君

戸田 菊雄君

前川 且君

堀見 俊二君

迫水 久常君

沢田 政治君

野々山 一三君

青木 一男君

増原 恵吉君

杉山 善太郎君

松永 忠二君

西田 信一君

新藤 昇君

森中 守義君

西村 関一君

赤間 文三君

船田 謙君

森 元治郎君

阿具根 登君

林田 悠紀夫君

嶋崎 均君

羽生 三七君

瀬谷 英行君

今泉 正二君

初村 謙一郎君

藤原 道子君

加藤 シヅエ君

稲嶺 一郎君

山本 茂一郎君

鶴園 哲夫君

片岡 勝治君

星野 重次君

柳田 桃太郎君

鈴木 強君

佐々木 静子君

山内 一郎君

辻 一彦君

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件

三六六

須原 昭二君 加藤 進君
水口 宏三君 小谷 守君
神沢 淨君 鈴木美枝子君
宮之原貞光君 小笠原貞子君
杉原 一雄君 竹田 四郎君
安永 英雄君 和田 静夫君
塚田 大願君 田中寿美子君
大橋 和孝君 川村 清一君
中村 波男君 鈴木 力君
森 勝治君 村田 秀三君
佐野 芳雄君 松本 賢一君
小林 武君 矢山 有作君
西ヶ久保重光君 渡辺 武君
須藤 五郎君 山崎 昇君
占部 秀男君 大矢 正君
横川 正市君 小柳 勇君
戸叶 武君 河田 賢治君
岩間 正男君 加瀬 完君
吉田忠三郎君 小野 明君
田中 一君 足鹿 覺君
成瀬 幡治君 藤田 進君
野坂 参三君

農林水産委 理事 國田 清充
員長代理
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、東北地方における輸出品農林水産物の輸出品検査の実施、日本農林規格の検査格付機関等に対する指導監督等の業務の円滑な遂行を図るため、東京輸出品検査所仙台支所を設置する必要があるため、その承認を求めるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本件の施行に要する経費は、昭和四十七年度一般会計予算に輸出品検査所施設整備費三千百二十二万三千円等が計上されている。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十七年四月二十一日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 船田 中

○議長(河野謙三君) 日程第一 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(河野謙三君)の報告を求めます。農林水産委員長高橋雄之助君。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十五日

名	称	位	置
東京輸出品検査所仙台支所	仙台市		

〔高橋雄之助君登壇、拍手〕
○高橋雄之助君 ただいま議題となりました承認案件について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

この案件は、東北地方におけるリンゴ、種ガキ等の輸出品農林水産物の輸出品検査の実施、日本農林規格の検査格付機関等に対する指導監督等の業務の円滑な遂行をはかるため、東京輸出品検査所仙台支所の設置に關し承認を求めるようとするものであります。

委員会におきましては、提案理由の説明を聞き、別に討論もなく、採決の結果、本案件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(森八三三君) 日程第二 麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第三 食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長(河野謙三君)の報告を求めます。社会労働委員長中村英男君。

審査報告書

麻薬取締法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十五日

社会労働委員長 中村 英男
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所の設置に伴い、麻薬取締官の定数を改めようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十七年度一般会計予算に三千五百四十三万一千円が計上されている。

麻薬取締法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十七年四月十一日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 船田 中

麻薬取締法の一部を改正する法律案
麻薬取締法の一部を改正する法律案
麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「百六十名」を「百七十名」に改める。

附則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

審査報告書

食品衛生法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十五日

社会労働委員長 中村 英男
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、食品衛生の向上に資するため、有害な物質が含まれている疑いがある食品等の販売禁止、新たに開発される食品による危害防止等の措置を講ずるとともに、食品等の検査制度の充実等を図ろうとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、改正後の食品衛生法の運用にあたり、次の各項の実現に努力すべきである。

一、食品行政の一元化と統一的な食品法の制定とを指向して、当面、厚生省を中心に関係各省の緊密な協力体制を整備すること。

二、食品衛生に関する情報について、内外からの集取機構を拡充し、その行政面での活用をはかること。とくに在外公館に厚生省関係のアタッシェを配置するよう努めること。

三、食品衛生法の運用にあつては、単に危害の防止のみならず、積極的に国民の健康の保護増進が図られるよう配慮すること。

なお、統一的な食品法を制定するときは、その旨を明確にするよう配慮すること。

四、食品事故にかかる被害者の救済が迅速になされる制度について、遅くとも一両年中に発足するよう検討すること。

五、食品添加物の安全性については、その時点における最高の科学的水準により常時点検を強化するとともに、食品添加物の使用は極力制限する方向で措置することとし、とりわけ諸外国で

有害であることが実証された場合には、既に使用を認めたとのについても、すみやかに、その使用を禁止する等必要な措置を講ずること。

六、カビ毒等の有害な物質および発がん性物質に関する研究を強化し、とくに発がん性物質についてはその疑いを生じた時点において適切な措置を講ずること。その他慢性毒性、相乗毒性の研究検査体制を強化すること。

七、新規に開発される化学的合成食品のみならず、放射線照射食品についてもその規制を強化すること。

八、乳幼児向け食品とくに離乳食品については、その安全性とともに栄養的要素も満足されるよう関連法規の運用をあわせ配慮すること。

九、国・地方公共団体の試験研究機関を拡充し、所要予算を増額するとともに、地方の経費に對し国庫補助など国の援助措置を行なうよう検討すること。また、検査に従事する専門職員および取締りにあたる食品衛生監視員の増員および処遇の改善に努めること。

十、民間の設置にかかる指定検査機関については、その中立的性格の確保にとくに留意すること。

十一、食品衛生調査会に一般消費者の意見も反映するよう配慮すること。

十二、当面のPCB汚染に対応するため、食品に関する安全基準を早急に設定するとともに、毒性その他人体に及ぼす影響についての調査研究を急ぎ国民の不安解消を図ること。なお、産業上使用される化学物質については、農薬の場合と同様に、事前に専門機関においてその毒性等を検査し、その結果、厚生省が安全と認めた場合に限りその使用を認めるとする制度について検討すること。

右決議する。

食品衛生法の一部を改正する法律案

右

食品衛生法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十七年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

食品衛生法の一部を改正する法律案

食品衛生法の一部を改正する法律

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「標示を」を「表示及び広告」に、「第五章検査」を「第五章の二 指定検査機関」に改める。

第二条第八項中「貯蔵し」の下に、「運搬し」を加え、同条第六項を削る。

第四条第二号中「又は」を「若しくは」に、「附着しているもの」を「附着し、又はこれらの疑いがあるもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 厚生大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康をそこなうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、食品衛生調査会の意見をきいて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

第五条第二項中「及び臓器」の下に「並びに省令で定めるこれらの製品を加え、」又は「臓器を、若しくは臓器又はこれらの製品に改め、」及び「とさつ年月」を削る。

第六条中「厚生大臣が」の下に「食品衛生調査会の意見をきいて」を加える。

「第四章 標示」を「第四章 表示及び広告」に改める。

「第一条第一項中」の標示を」に關する表示」に改め、同条第二項中「標示を」を「表示」に改める。

第十二条中「虚偽の標示その他の標示」を「虚偽の又は誇大な表示又は広告」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条 第七條第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十條第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従ひ厚生大臣又は都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者の行なう検査を受け、これに合格したものととして厚生省令で定める表示が附されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

生産地の事情からみて次に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあるものとして政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者は、厚生大臣又は厚生大臣が指定した者の行なう検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

一 第四条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物

二 第六条に規定する食品

三 第七條第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第七條第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

五 第九条に規定する器具又は容器包装

六 第十条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

第一項又は前項の検査を受けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

前項の手数料は、厚生大臣の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該都道府県の、都道府県知事の手行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該都道府県の、厚生大臣が指定した者の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該厚生

大臣が指定した者の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該厚生

大臣が指定した者の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該厚生

大臣が指定した者の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該厚生

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 麻薬取締法の一部を改正する法律案外一件

生大臣が指定した者の収入とする。

前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項の検査並びに当該検査に合格した場合の措置に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項及び第二項の検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

第十五条 都道府県知事は、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて前条第二項第一号又は第三号から第六号までに掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するものを発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める要件及び手続に従ひ、その者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は厚生大臣が指定した者の行ない検査を受けるべきことを命ずることができ

る。

厚生大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて前条第二項各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するものを製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生大臣又は厚生大臣が指定した者の行ない検査を受けるべきことを命ずることができ

る。

第一項又は前項の命令を受けた者は、当該検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために陳列

し、又は営業上使用してはならない。

前項の通知であつて厚生大臣が指定した者がするものは、当該検査を受けるべきことを命じた都道府県知事又は厚生大臣を経由してするものとする。

第一項又は第二項の検査を受けようとする者は、政令で定める額をこえない範囲内において検査に要する実費の額を考慮して、都道府県知事又は厚生大臣の行ない検査にあつては都道府県知事又は厚生大臣が定める額の、厚生大臣が指定した者の行ない検査にあつては当該検査を行なう者が厚生大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

前条第四項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の検査について準用する。

第十八条第二項中「第十四条第一項の規定による製品検査」を「第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第二項若しくは第二項の検査(以下製品検査」という。)に改める。

第十九条の二を第十九条の十七とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 指定検査機関

第十九条の二 第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定は、製品検査を行なうとする者の申請により行なう。

第十九条の三 次の各号の一に該当する者は、第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない

者

三 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第十九条の十の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

第十九条の四 厚生大臣は、第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 食品衛生に關する試験を行なつていない民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 厚生省令で定める機械器具その他の設備を有し、かつ、厚生省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が製品検査を実施し、その数が厚生省令で定める数以上であること。

三 製品検査の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。

四 その役員若しくは社員の構成又は第一号の業務以外の業務を行なつていない場合にはその業務の内容が製品検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十九条の五 第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けた者(以下指定検査機関という。)は、製品検査を行なう検査施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、厚生大臣に届け出なければならない。

第十九条の六 指定検査機関は、製品検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを業務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

製品検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十九条の七 指定検査機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、製品検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第十九条の八 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第十九条の九 製品検査の業務に従事する指定検査機関の役員は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十九条の十 厚生大臣は、指定検査機関の役員又は第十九条の四第二号に規定する者がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に對し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

第十九条の十一 製品検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十九条の十二 厚生大臣は、指定検査機関が第十九条の四第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の十三 厚生大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて製品検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十九条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第十九条の四第一号に適合しなくなつたとき。

四 第十九条の六第一項の認可を受けた業務規

程によらないで製品検査を行なつたとき。

五 第十九条の六第三項、第十九条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けたとき。

第十九条の十四 指定検査機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、製品検査に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十九条の十五 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定をしたとき。

二 第十九条の五の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の七の許可をしたとき。

四 第十九条の十三の規定により指定を取り消し、又は製品検査の業務の停止を命じたとき。

第十九条の十六 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、指定検査機関の事務所若しくは検査施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十条の前に次の一条を加える。

第十九条の十八 厚生大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めることができる。

都道府県知事は、営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、こん虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めることができる。

できる。

営業者は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第二十二條中「乃至第六條」を「第五條、第六條に改める。

第二十三條中「第十六條若しくは第十九條の二第一項」を「第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第三項、第十九條の十七第一項若しくは第十九條の十八第三項」に改める。

第二十五條第二項中「五十人」を「四十人」に改め、同条第四項中「関係行政庁の官吏又は吏員、食品、添加物、器具又は容器包装に関する事業に従事する者及び」を削り、同条第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

食品衛生調査会は、前項に規定する事項に関し、厚生大臣に意見を述べることができる。

第二十六條第一号、第二号及び第四号中「第二項」を「第三項」に改める。

第二十九條第二項中「第十六條」を「第十四條第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第四條及び第七條の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食物の洗浄の用に供されるものについて準用する。

第二十九條の二中「第十九條の二」を「第十九條の十七」に改める。

第三十條第一項中「第四條(第二十九條第一項の下に「及び第二項」を加え、又は第六條)を「若しくは第六條に、「違反した者」を「違反し、又は第四條の二の規定による禁止に違反した者」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十條の二第二項中「第七條第二項(第二十九條第一項の下に「及び第二項」を加え、「第九條(第二十九條第一項及び第二項)を「第九條(第二十九條第一項及び第三項)に、「三万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十條の三 第十九條の十三の規定による業務

の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十一條中「五万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第十六條」を「第十四條第一項」に、「又は第二十七條第一項」を「第十四條第二項(第二十九條第一項において準用する場合を含む)、第十五條第三項(第二十九條第一項において準用する場合を含む)又は第二十七條第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

第三十二條中「五万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第三号中「第十六條の二」を「第十六條」に、「第十九條の二」を「第十九條の十七第三項」に改める。

第三十二條の二中「第十九條の二第三項」を「第十九條の十七第三項」に、「から第三十一條まで」を「第三十條の二又は第三十一條」に改め、同条を第三十二條の三とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十二條の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條の七の許可を受けずに製品検査の業務の全部を廃止したとき。

二 第十九條の十四の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十九條の十六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十九條の十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十三條中「から第三十二條まで」を、「第三十條の二、第三十一條又は第三十二條」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 改正前の第十四條第一項の規定により行なわれた検査は、改正後の同項の規定により行なわれた検査とみなす。

3 食品衛生調査会の委員の数については、昭和四十九年二月二十八日までの間は、改正後の第二十五條第三項中「四十人」とあるのは、「四十六人」とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 改正前の第十四條第一項の規定により行なわれた検査は、改正後の同項の規定により行なわれた検査とみなす。

3 食品衛生調査会の委員の数については、昭和四十九年二月二十八日までの間は、改正後の第二十五條第三項中「四十人」とあるのは、「四十六人」とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔中村英男君登壇、拍手〕

○中村英男君 ただいま議題となりました二法律案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、麻薬取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、沖縄復帰に伴い、九州地区麻薬取締官事務所の沖縄支所を那覇市に設置することとし、その要員に充てるため、麻薬取締官の定数を十名増員するという内容のものであります。

委員会においては、沖縄における麻薬事情の特質と、これに対する取り締まり方策を中心に質疑が行なわれました。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、大別して三つの改正を含んでおりまして、第一に、食品の安全性確保の手段を強化すること。第二に、営業者責任の強化をはかること。第三に、検査制度の充実、表示広告の規制強化をはかることを内容としております。

委員会においては、食品行政の一元化、情報収集体制の拡充、食品添加物の規制強化、試験研究機関の充実、食品による被害の救済制度等を中心

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号

沖繩國際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案 昭和四十七年度分の地方交付税の特例 三七〇

に質疑がなされました。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会での論議事項を内容とする附帯決議を付しました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 船田 中

○副議長(森八三二君) 日程第四 沖繩國際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

沖繩國際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長大森久司君。

審査報告書

沖繩國際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十五日

商工委員長 大森 久司
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖繩國際海洋博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国及び三公社において特別の援助措置を講じようとするものであつて、妥当なものと認める。

一、費用

本法施行のため、昭和四十七年度一般会計予算に、沖繩國際海洋博覧会の開催準備に必要な経費として、約三億二千七百万円が計上されている。

沖繩國際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月三日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 船田 中

沖繩國際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

沖繩國際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和五十年に開催される沖繩國際海洋博覧会(以下「博覧会」という。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財団法人沖繩國際海洋博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(寄附金つき郵便葉書等の発行の特例)

第三条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金(以下「博覧会準備資金」という。)に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合

においては、博覧会協会を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

(日本専売公社等の援助)

第四条 日本専売公社は、広告事業を行なう者が、日本専売公社の製造する製造たばこの包装を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備資金に充てることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2 日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備資金に充てることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3 日本電信電話公社は、博覧会協会が博覧会準備資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第五条 博覧会協会の職員(常時勤務に服することを要しないものを除く。次項において同じ。)は、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)第二百四十条の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等

共済組合法第四百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなす。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大森久司君登壇、拍手〕

○大森久司君 ただいま議題となりました法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、昭和五十年に開催されます沖繩國際海洋博覧会の円滑な準備と運営に資するため、大阪の万国博覧会の例にならい、国等において特別の援助措置を講じようとするものであります。

委員会では、慎重な審査を行ないましたが、その詳細は會議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論なく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。よって、本家は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三二君) 日程第五 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長玉置猛夫君。

審査報告書

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十五日

地方行政委員長 玉置 猛夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額につき臨時地方特例交付金千五十億円、臨時沖繩特別交付金三百六十五億円並びに交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金千六百億円を加算する特例を設けることとし、これに伴い同年度分の普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用及び昭和四十八年度から昭和五十五年度までの地方交付税の総額の特例を設けるとともに沖繩県並びに同市町村に対する普通交付税の額の算定について必要な経過措置を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十七年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として二兆四千九百三十八億九千四百五十二万四千円が計上されている。

附帯決議

政府は、国債財源による公共事業の拡大、公共施設整備のための地方負担の急増、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の増大等により新たな事態をむかえた地方財政に対処するため、地方交付税率の引上げを含む一般財源の充実に一層努力するとともに左の諸点について善処すべきである。

一、地方行政の動向に適合するよう基準財政需要額の算定基礎の改善・充実に努めること。

二、超過負担の解消をはかり、再度問題を生じないよう抜本的対策を確立すること。

三、一般会計債の増額に關しては、地方行政の健全な発展に支障とならないよう慎重な措置を配慮するとともに、引き続き政府資金の確保、その貸付条件の緩和等をはかること。

四、公営の交通事業・病院事業については、国の財政援助措置の拡充その他事業の健全な発展のため総合的に所要の措置を講じ、住民利便の向上と経営基盤の安定を期すること。

五、沖繩と本土との行政水準の格差を早急に解消するため、所要の措置の実現に鋭意努めること。

右決議する。

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十七年四月十四日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律

(昭和四十七年度分の地方交付税の特例)

第一条 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)附則第十一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に次の各号に掲げる額の合算額を加算した額とする。

一 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額 千五百億円

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖繩特別交付金の額 三百六十五億円

三 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)附則第五項に規定する借入金の加算額 千六百億円

2 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額の百分の九十四に相当する額と二千六百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額の百分の六に相当する額とする。

3 昭和四十七年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項及び第十三条第五項の規定の適用については、法第十二条第一項の表の市町村の項中

4 下水道費
(1) 經常経費
(2) 投資的経費
(3) その他の土木費

5 人口集中地区人口
人口集中地区人口

6 人口集中地区人口
人口集中地区人口

7 人口集中地区人口
人口集中地区人口

8 人口集中地区人口
人口集中地区人口

9 人口集中地区人口
人口集中地区人口

10 人口集中地区人口
人口集中地区人口

11 人口集中地区人口
人口集中地区人口

12 人口集中地区人口
人口集中地区人口

13 人口集中地区人口
人口集中地区人口

14 人口集中地区人口
人口集中地区人口

15 人口集中地区人口
人口集中地区人口

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

4 昭和四十七年度分に限る、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。			
あるのは	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
4 公園費	(1) 経常経費	人口	態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	人口	態容補正	
5 下水道費	(1) 経常経費	人口集中地区人口	態容補正及び密度補正
(2) 投資的経費	人口集中地区人口	態容補正	
とする。			

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき二、一三七、〇〇〇〇〇円	銭
二 土木費	1 道路橋りよう費	一平方メートルにつき	八〇〇〇
(1) 経常経費	道路の面積	一メートルにつき	一、二五〇〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	一メートルにつき	二四〇〇
2 河川費	(1) 経常経費	一メートルにつき	一八〇〇〇
(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	七、〇〇〇〇
3 港湾費	(1) 経常経費	一メートルにつき	二、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長	一メートルにつき	一六三〇〇
4 その他の土木費	(1) 経常経費	一人につき	一〇〇〇〇
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一人につき	九五〇〇〇
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	四〇〇〇〇
三 教育費			

道府県			
1 小学校費	教職員数	一人につき	九八七、〇〇〇〇
2 中学校費	学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	九五二、〇〇〇〇
3 高等学校費	学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	一、七四八、〇〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一一、七〇〇〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	一一、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二二〇〇
(2) 投資的経費			

昭和四十七年四月二十八日 参議院会議録第十二号 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

(1) 經常經費	水産業者數	一人につき	三一、五〇〇〇〇
(2) 投資的經費	水産業者數	一人につき	一三、七〇〇〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき	三九〇〇〇
六 その他の行政費			
1 徴稅費	道府県税の稅額	千円につき	一一〇〇〇
2 恩給費	恩給受給權者數	一人につき	二二〇、〇〇〇〇〇
3 その他の諸費			
(1) 經常經費	人口	一人につき	九二〇〇〇
(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき 二二〇、〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられたため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一二七〇〇
一 消防費	人口	一人につき	一、四五五〇〇
二 土木費			
1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき	三四〇〇
(1) 經常經費	道路の延長	一米ートルにつき	一一〇〇〇
(2) 投資的經費			
2 港湾費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一米ートルにつき	六、二〇〇〇〇
(1) 經常經費			

(2) 投資的經費	港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長	一米ートルにつき	二、〇〇〇〇〇
3 都市計画費			
(1) 經常經費	都市計画区域における人口	一人につき	一二六〇〇
(2) 投資的經費	都市計画区域における人口	一人につき	二五〇〇〇
4 公園費			
(1) 經常經費	人口	一人につき	三〇〇〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	二〇〇〇〇
5 下水道費			
(1) 經常經費	人口集中地区人口	一人につき	三五〇〇
(2) 投資的經費	人口集中地区人口	一人につき	二二〇〇〇
6 その他の土木費			
(1) 經常經費	人口	一人につき	一八五〇〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
三 教育費			
1 小学校費			
(1) 經常經費	児童數	一人につき	七、三〇〇〇〇
(2) 投資的經費	学級數	一学級につき	一八五、〇〇〇〇〇
(1) 經常經費	学校數	一校につき	六〇〇、〇〇〇〇〇
(2) 投資的經費	学級數	一学級につき	一一五、〇〇〇〇〇
2 中学校費			
(1) 經常經費	生徒教	一人につき	六、五〇〇〇〇
(2) 投資的經費	学級數	一学級につき	一八五、〇〇〇〇〇
(1) 經常經費	学校數	一校につき	一六〇〇、〇〇〇〇〇
(2) 投資的經費	学級數	一学級につき	一一五、〇〇〇〇〇
3 高等学校費			
(2) 投資的經費	学級數	一学級につき	一一五、〇〇〇〇〇

昭和四十七年四月二十八日 参議院会議録第十二号 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

三七四

	市町村
(1) 經常經費	教職員數 一人につき 一、六九五、〇〇〇〇〇
(2) 投資的經費	生徒數 一人につき 一二、五〇〇〇〇
4 その他の教育費	生徒數 一人につき 六、〇〇〇〇〇
(1) 經常經費	人口 一人につき 一、〇四〇〇〇
(2) 投資的經費	人口 一人につき 七〇〇〇
四 厚生労働費	
1 生活保護費	市部人口 一人につき 一、〇五五〇〇
2 社会福祉費	
(1) 經常經費	人口 一人につき 四八五〇〇
(2) 投資的經費	人口 一人につき 八〇〇〇
3 保健衛生費	人口 一人につき 四〇〇〇〇
4 清掃費	
(1) 經常經費	人口 一人につき 九五〇〇〇
(2) 投資的經費	人口 一人につき 一一〇〇〇
5 労働費	失業者數 一人につき 一七三、〇〇〇〇〇
五 産業經濟費	
1 農業行政費	
(1) 經常經費	農家數 一戸につき 九、三〇〇〇〇
(2) 投資的經費	農家數 一戸につき 四、八〇〇〇〇
2 商工行政費	人口 一人につき 二二四〇〇
3 その他の産業經濟費	
(1) 經常經費	林業、水産業及び鉱業の従業者數 一人につき 五、八〇〇〇〇
(2) 投資的經費	林業、水産業及び鉱業の従業者數 一人につき 四、二〇〇〇〇
六 その他の行政費	

1	徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二五〇〇〇
2	戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	一、二〇〇〇〇
3	その他の諸費			
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、三五〇〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一六〇、〇〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	五二〇〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	七〇、〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八	特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九	刃地対策事業債償還費	刃地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇〇〇
十	特別事業償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一二一〇〇〇

(備考)

この表の下欄に掲げる額は、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村の基準財政需要額を算定する場合にあつては、当該額に自治省令で定める率を乗じて得た額とする。

（昭和四十八年度分から昭和五十五年度分までの地方交付税の総額の特例）

第二条 昭和四十八年度から昭和五十五年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十八年度から昭和五十五年度までの各年度にあつては第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額とする。

一 法第六条第二項（昭和四十八年度にあつては、法附則第十一項）の規定により算定した額

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖繰特別交付金の額

三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額

2 前項第二号に掲げる額は、政令で定める基準に従い当該各年度の予算で定める額とする。

3 第一項第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

2 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第六項中「附則第二十三項」を「附則第十項」に改め、附則第十項中「附則第二十四項」を「附則第十一項」に改め、附則第二十項中「及び昭和四十六年度」を「昭和四十八年度までの各年度」に改め、附則第二十七項を附則第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から昭和五十年までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第二項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、自治省令で特例を設けることができる。

(市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

3 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び昭和四十八年度」を「か

ら昭和四十八年度までの各年度」に改める。

第二条第二項の表の測定単位の数値の算定の基礎の欄中「及び昭和四十六年度」を「昭和四十八年度までの各年度」に改める。

(昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部改正)

4 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条中見出し及び条名を削り、第一項に項番号を附し、同項第二号中「附則第十六項」を「附則第五項」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

5 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第二項から第十二項までを削り、附則第十三項中「昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第八十号)第一条第一項又はを削り、第一条第一項若しくは第二条」を「第一項又は昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第七号)以下「昭和四十七年度特例法」といふ。第一条第一項若しくは第二条」に改め、附則中同項を第二項とし、第十四項を第三項とし、第十五項を第四項とし、附則第十六項中「昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度まで」に、「昭和四十七年度から」を「昭和四十七年度分にあつては千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額に千六百億円を加算した額、昭和四十八年度から」を「千二百九十五億六千万円から」を「千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額と千六百億円との合算額から」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第五項とする。

年 度	金 額
昭和四十八年度	百四十億円

昭和四十九年度	二百億円
昭和五十年年度	二百六十億円
昭和五十一年度	三百二十億円
昭和五十二年度	三百九十億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円

附則第十七項を附則第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 昭和四十七年度に限り、第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるため必要がある場合においては、予算で定める金額を限り、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

附則第十八項中「第十四項、第十五項及び第十六項」を「第三項、第四項及び第五項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十九項中「第六項若しくは第八項但書又は第十一項、第十四項、第十五項若しくは第十六項」を「第三項、第四項又は第五項」に改め、「一時借入金又は」を削り、同項ただし書を削り、同項を附則第九項とし、附則第二十項から第二十二項までを削り、附則第二十三項中「第十五項」を「第四項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第二十四項を附則第十一項とし、附則第二十五項中「第十七項から第十九項まで」を「第六項、第八項及び第九項」に改め、附則中同項を第十二項とし、第二十六項を第十三項とし、第二十七項を削り、附則第二十八項中「昭和四十六年度分にあつては同条の規定により算定した額に十億円と昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一条第一項第一号に掲げる額との合算額を、昭和四十七年度分にあつては同条の規定により算定した額に、昭和四十六年度分にあつては十億円と昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一条第一号に掲げる額との合算額を、昭和四十七年度分にあつては

ては三百億円と昭和四十七年度特例法第一条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額との合算額を、昭和四十八年度分にあつては三百億円と昭和四十七年度特例法第二条第一項第二号に掲げる額との合算額を、昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の一項を加え、附則第二十九項及び第三十項を削る。

15 第三項、第四項、第五項、第十項若しくは第十二項の規定による借入金又は第六項(第七項若しくは第十三項の規定による一般会計からの繰入金)は、それぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度におけるこの会計の歳入とし、第三項、第四項、第五項、第十項若しくは第十一項の規定による借入金の償還金及び利子又は地方交付税法附則第十三項の規定による特別事業償還交付金は、それぞれその支出をした年度におけるこの会計の歳出とする。

〔玉置猛夫君登壇、拍手〕

○玉置猛夫君 ただいま議題となりました昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案は、地方財政の状況にかんがみ、昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額につき、現行の法定額に、臨時地方交付税金、臨時沖繰特別交付金並びに交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れ金の合計三千十五億円を加算する特例規定を設けることとし、これに伴い、同年度分の普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用及び昭和四十八年度から昭和五十五年度までの地方交付税の総額の特例等を設けようとするものであります。

また、沖縄の復帰に伴い、沖縄に対して交付すべき地方交付税の一部に充てるため、昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度においても臨

し、次条第一項の規定による労災勘定への繰入金、同条第二項の規定による失業勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
(徴収勘定からの労災勘定及び失業勘定への繰入れ)

第七条 徴収法第十条第二項第一号の一般保険料(以下「一般保険料」という。)の額のうち同法第十二条第一項第一号の労災保険率に應ずる部分の額、同法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料の額、同項第三号の第二種特別加入保険料の額及び労災保険の特別保険料の額(以下「労災保険に係る労働保険料の額」という。)並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとする。

2 一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率が徴収法第十二条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率)に應ずる部分の額、同法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、失業保険の特別保険料の額、前条の郵政事業特別会計からの受入金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から失業勘定に繰り入れるものとする。

(労災勘定及び失業勘定からの徴収勘定への繰入れ)

第八条 徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費その他の諸費の額のうち労災保険事業又は失業保険事業に係るものとして政令で定めるところにより算定した額に相当する金額は、毎会計年度、それぞれ労災勘定又は失業勘定から徴収勘定に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)
第九条 労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳

入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、各勘定に係る次に掲げる書類(徴収勘定にあつては、積立金明細表を除く。)を添附しなければならない。
一 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前年度末における積立金明細表
二 前年度及び当該年度の予算損益計算書及び予算貸借対照表

(歳入歳出予算の区分)
第十条 この会計の歳入歳出予算は、労災勘定、失業勘定及び徴収勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第九条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項の書類を添附しなければならない。

(借入金)
第十二条 労災勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、労災保険に係る労働保険料の額(純保険料の額に限る。)及び労働者災害補償保険法第二十六条の規定に基づく一般会計からの受入金をもつて、労災保険事業の保険給付費及び第八條の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金に充てるための額に相当する額)の繰入金(繰入金に限る。)を支弁するのに不足する金額を限度として、労災勘定の負担において、借入金をすることが出来る。

2 失業勘定において、失業保険事業の保険給付費及び第八條の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金に充てるための額に相当する額)の繰入金(繰入金に限る。)を支弁するのに不足する金額を限度として、借入金をすることが出来る。

2 失業勘定において、失業保険事業の保険給付費及び第八條の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金に充てるための額に相当する額)の繰入金(繰入金に限る。)を支弁するのに不足する金額を限度として、借入金をすることが出来る。

2 失業勘定において、失業保険事業の保険給付費及び第八條の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金に充てるための額に相当する額)の繰入金(繰入金に限る。)を支弁するのに不足する金額を限度として、借入金をすることが出来る。

支弁するため必要があるときは、失業勘定の負担において、借入金をすることが出来る。
(一時借入金等)

第十三条 労災勘定又は失業勘定において、支払上現金に不足があるときは、当該各勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することが出来る。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金等の借入れ及び償還の事務)
第十四条 第十二条の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

第十五条 第十二条の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第十六条 労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、各勘定に係る次に掲げる書類(徴収勘定にあつては、積立金明細表を除く。)を添附しなければならない。
一 当該年度の損益計算書及び貸借対照表並びに当該年度末における積立金明細表
二 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項の書類を添附しなければならない。

(剰余金の処理)
第十八条 労災勘定又は失業勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該各勘定の積立金として積み立てなければならない。

2 労災勘定又は失業勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、当該各勘定の積立金から、これを補足するものとする。

3 徴収勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(積立金の歳入への繰入れ)
第十九条 労災勘定又は失業勘定の積立金は、労働保険事業又は失業保険事業の保険給付費及び第八條の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(国庫負担金の過不足の調整)
第二十条 失業勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における失業保険法第二十八条及び第二十八条の二第一項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

(積立金の運用)
第二十一条 労災勘定及び失業勘定の積立金は、資金運用部に預託して運用することが出来る。

(余裕金の預託)
第二十二条 各勘定において、支払上現金に余裕

があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越し)

第二十三条 各勘定において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 労働大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合には、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(政令への委任)

第二十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。

2 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)及び失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)は、廃止する。

3 労働者災害補償保険特別会計(以下「労働保険特別会計」という。)及び失業保険特別会計の昭和四十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、昭和四十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、この会計の労働勘定、失業勘定又は徴収勘定の歳入に繰り入れるものとする。

4 この法律の施行前に労働保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出は、政令で定

めるところにより、この会計の労働勘定、失業勘定又は徴収勘定の同年度の予算に基づいてしたものとみなす。

5 この法律の施行前に収納した労働保険特別会計、失業保険特別会計又は一般会計の昭和四十七年度の歳入に属する労働保険事業及び失業保険事業に係る収入は、政令で定めるところにより、この会計の労働勘定、失業勘定又は徴収勘定の歳入とみなす。

6 労働保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三若しくは第四十二条ただし書、旧労働者災害補償保険特別会計法第十五条又は旧失業保険特別会計法第十五条の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前にこれらの会計においてした債務の負担又は支出は、政令で定めるところにより、それぞれ、この会計の労働勘定、失業勘定又は徴収勘定に繰り越されたものと及び当該勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

7 労働保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の出納の完結の際当該各会計に所属する積立金の額に相当する金額は、第十八条第一項の規定により、それぞれこの会計の労働勘定又は失業勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

8 労働保険特別会計又は失業保険特別会計の廃止の際当該各会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、この会計の労働勘定、失業勘定又は徴収勘定に帰属するものとする。

9 前項の規定により労働勘定、失業勘定又は徴収勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ当該各勘定の歳入及び歳出とする。

10 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる収入の額に相当する金額は、第七条第一項又は第二項の規定の例により、同勘定から労働勘定又は

失業勘定の歳入に繰り入れるものとし、当該繰入金は、徴収勘定の歳出とする。

11 第一条に規定する失業保険事業には、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号。以下「特別措置法」という。)による失業保険法相当給付及び沖縄法相当給付に関する事業を含むものとする。

12 第五条に規定する失業保険事業の保険給付費には、特別措置法による琉球政府への交付金(失業保険法相当給付に要する費用に係るものに限る。)及び沖縄法相当給付費を、同条に規定する失業保険事業の業務取扱費には、特別措置法による琉球政府への交付金(失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係るものに限る。)を、それぞれ含むものとする。

13 第九条第二項又は第十一条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予算計算書又は予算に添附すべき前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表並びに前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表は、昭和四十七年度(前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表については、昭和四十八年度を含む。)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

14 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。
一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定により印紙保険料を納付するとき。

第二条第二項中「失業保険法第三十八条の十二第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項」に改める。

15 郵政事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第四十条中「失業保険特別会計」を「労働保険特別会計の徴収勘定」に改める。

16 労働者災害補償法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号の六の次に次の二号を加える。

十一の七 前二号に掲げるもののほか、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に関するもの。

十一の八 労働保険特別会計の徴収勘定の経理を行なうこと。

第八条第一項第七号中「労働者災害補償保険特別会計」を「労働保険特別会計の労働勘定」に改める。

第十条第一項第六号中「失業保険特別会計」を「労働保険特別会計の失業勘定」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む。)」の下に、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(これに基く命令を含む。)」を加え、同条第三項中「都道府県労働基準局長は」の下に、「第一項に定める事務のうち、本省大臣官房の所掌に係る事務について、本省大臣官房長の指揮監督を受け」を加える。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む。)」の下に、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(これに基く命令を含む。)」を加える。

第十八条第一項中「失業保険法(これに基く命令を含む。)」の下に、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(これに基く命令を含む。)」を加える。

17 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中、「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十二条第一項本文(同法第三十四条の六において準用する場合

を含む。及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十六条を「及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第二十七条(失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十八条第二項及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十九条第三項において準用する場合を含む。の規定に改める。

18 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険特別会計、失業保険特別会計」を「労働保険特別会計」に改める。労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「労働者災害補償保険特別会計」を「労働保険特別会計の労災勘定」に改める。徴収法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「失業保険特別会計」を「労働保険特別会計の失業勘定」に改める。

21 沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。
(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険特別会計法の一部改正)

第三十八条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第十一項とし、第十四項から第二十一項を削る。

昭和四十七年四月二十八日 参議院会議録第十二号

労働保険特別会計法案外二件

項までを二項ずつ繰り上げる。

審査報告書

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十五日

大蔵委員長 前田佳都男
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、新たに空港整備事業についての出資、航空保安大学の管理及び運営等に関する経理を空港整備特別会計において行なうこととし、あわせて空港の緊急な整備等に資するため同会計に航空機燃料税収入の十三分の十一に相当する額を一般会計から繰り入れようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行に伴い、昭和四十七年度空港整備特別会計予算の歳入に航空機燃料税収入分四十八億円、歳出に新東京国際空港公団に対する出資等約百五億円がそれぞれ計上されている。

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれは可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月十八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案
空港整備特別会計法の一部を改正する法律案
空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十

五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「負担金」を「出資金、負担金に改め、(以下同じ。の下に、航空保安大学校(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第二十九條に規定する航空保安大学校をいう。以下同じ。の管理及び運営並びに航空機を使用して行なう航空保安施設(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項に規定する航空保安施設をいう。の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下「飛行検査業務」という。)で運輸大臣が行なうもの」を加え、同条第二項第二号中「(以下)及び飛行検査業務等」で運輸大臣が委託に基づき行なうもの(以下「受託業務」という。を加え、同項第三号中「(昭和二十四年法律第百五十七号)を削る。

第三条第一項中「受託工事」の下に、及び受託業務を「(係るものに限る。の下に、航空保安大学の管理及び運営に要する費用、飛行検査業務等に要する費用、受託業務に要する費用」を加える。

附則中第十項から第十四項までを削り、第十五項を第十項とし、附則に次の三項を加える。

11 政府は、当分の間、毎年度、空港の緊急な整備等に資するため、第三条第二項に規定する一般会計からの繰入金に、次の各号に掲げる額の合算額(当該年度の前年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額(以下「航空機燃料税の収入額の予算額」という。が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額(以下「航空機燃料税の収入額の決算額」という。をこえるときは、第一号に掲げる額から当該こえる額を控除した額)に相当する額を含め、当該繰入金をするものとする。

一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
二 当該年度の前年度の航空機燃料税の収入額の予算額が同年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

12 当分の間、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機(短距離離島で発着することができるとする政令で定める特別の性能を有するものに限る。の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、この会計の歳出とする。

13 当分の間、沖縄県が同県宮古郡伊良部村の下地島に設置する訓練用の飛行場の設置に要する費用に係る国の補助金は、この会計の歳出とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に第十三項を加える改正規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 改正後の空港整備特別会計法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十七年度の予算から適用する。

3 この法律の施行の日の前日までに一般会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出で新法第一条第一項に規定する航空保安大学の管理及び運営並びに運輸大臣が行なう飛行検査業務等(以下「航空保安大学の管理及び運営等」という。)に係るものは、空港整備特別会計の同年度の予算に基づいてしたものとみなし、同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属する収入で航空保安大学の管理及び運営等に係るものは、空港整備特別会計の歳入とみなす。

4 この法律の施行の際、一般会計に所属する権利義務で、航空保安大学の管理及び運営等に係るものは、政令で定めるところにより、空港整備特別会計に帰属するものとする。

審査報告書
石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

三 七 九

昭和四十七年四月二十八日 参議院会議録第十二号 労働保険特別会計法案外二件

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十五日

大蔵委員長 前田佳都男

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たに石油対策に関する経理を一般会計と区分して行なうため、石油対策特別会計を石油及び石油対策特別会計に改め、同会計においてその経理を行なうこととし、同会計を石油勘定及び石油勘定に区分するほか所要の規定の整備を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う費用として、昭和四十七年度石油及び石油対策特別会計予算の歳入・歳出に石油勘定分約一千一億円、石油勘定分約二百五十八億円が計上されている。

石油対策特別会計法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

石油対策特別会計法の一部を改正する法律

石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石油及び石油対策特別会計法

第一条第一項中「石油対策」の下に「及び石油勘定」を加え、同条第二項第一号中「この項」を「この条」に改め、同項第五号中「附帯事務等」を「石油勘定に係る附帯事務等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「石油勘定」とは、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることの緊要性にかんがみ、これらの資源の開発の促進及び石油の備蓄の増強のための施策並びに石油の流通の合理化のために通商産業大臣が行なう施策に関する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 石油開発公団に対する出資

二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）に基づき、又は予算の範囲内において行なう補助で次の事業に係るもの

イ 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査

ロ 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行なう事業

三 石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）附則第九条の二の規定に基づき行なう事業に係る補助

四 石油の流通の合理化を図るための調査に係る予算の範囲内において行なう補助

五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する財政上の措置で政令で定めるもの（以下「石油勘定に係る附帯事務等」に関する措置」という。）

第二条第二項中「については、」の下に「石油勘定又は石油勘定及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勘定区分)

第二条の二 この会計は、石油勘定及び石油勘定に区分する。

第三条の見出しを「石油勘定の歳入及び歳出」に改め、同条第一項中「この会計」を「石油勘定」に改め、同項第一号中「次条」を「第四条」に改め、同項第三号中「附帯事務等」を「石油勘定に係る附帯事務等」に改め、同条第二項中「この会計」を「石油勘定」に改め、同項第七号中「附帯事務等」を「石油勘定に係る附帯事務等」に改め、同項第九号中「事務取扱費」を「石油勘定に係る事務取扱費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(石油勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 石油勘定においては、次に掲げる収入及び附屬雑収入をもつてその歳入とする。

一 一次金の規定により石油勘定に要する費用の財源に充てられる国税収入

二 石油開発公団法第二十四条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定による納付金であつて、この勘定から支出した補助金に係るもの

四 石油勘定に係る附帯事務等に関する措置に基づき収入金

五 石油勘定においては、次に掲げる費用及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

一 第一条第三項第一号の出資金

二 第一条第三項第二号から第四号までの補助金

三 石油勘定に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

四 第十二条第一項の規定による一時借入金の利子

五 石油勘定に係る事務取扱費

第四条中「この条において」を削り、「国税収入

のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石油勘定に係る「国税の毎年度の収納額から当該年度におけるその国税についての還付すべき金額と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額に相当する」という。石油勘定及び石油勘定に、「この会計」とこれらの対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、石油勘定及び石油勘定に改め、各号を削る。

第六条中「歳入歳出予算は」の下に「石油勘定及び石油勘定に区分し、各勘定において」を加える。

第八条中「この会計」を「各勘定」に改め、「これを」の下に「当該各勘定の」を加える。

第十一条中「この会計」を「各勘定」に改める。

第十二条第一項中「この会計において」を「各勘定において」に、「この会計の負担」を「当該各勘定の負担」に改め、同条第三項中「ただし」の下に「石油勘定において」を加える。

第十五条第一項中「この会計」を「各勘定」に改める。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「この会計から」を「この会計の石油勘定から」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8 昭和四十七年度に限り、同年度の石油勘定の当初予算に見込まれた石油勘定合理化臨時措置法第三十五条の規定に基づく石油勘定合理化促進交付金及び同法第三十五条の十一の規定に基づく支払金の財源として石油勘定合理化事業団に交付する補助金並びに炭鉱離職者臨時措置法第十六条の規定に基づき炭鉱離職者に支給する就職促進手当（以下「炭鉱整理促進費補助金等」という。）の額が、同年度における炭鉱整理促進費補助金等の交付又は支給に要する経費の額に不足するときは、当該不足する金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をする事

ができる。
附則第九項中「附則第七項」を「前二項」に改める。
附則第十項中「附則第七項」の下に「及び第八項」を加える。

附則第十一項中「附則第七項」の下に「及び第八項」を、「毎会計年度」の下に「この会計の石炭勘定から」を加える。

附則第十二項中「歳入と」の下に「、附則第八項の規定による借入金、昭和四十七年度における石炭勘定の歳入と」を、「並びに附則第七項」の下に「及び第八項」を加え、「この会計の歳出」を「同勘定の歳出」に改める。

附則第十三項を次のように改める。

13 昭和四十七年度及び昭和四十八年度においては、第四項の規定により石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる関税収入の額は、同条の規定にかかわらず、石炭勘定にあつては第一号及び第二号に掲げる金額、石油勘定にあつては第三号に掲げる金額に相当する額とする。

一 原油及び関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の第二七・一〇号の一の四に掲げる製油の原料として使用される

重油等に係る関税収入にあつては、その関税の毎年度の収納額から、当該年度におけるその関税についての還付すべき金額(同法第七條の五第一項の規定により還付すべき金額を除く)と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額の六百四十分の五百三十に相当する額

二 重油等(前号に規定するものを除く)に係る関税収入のうち、関税暫定措置法別表第一の第二七・一〇号の一の四のAの(2)に掲げる重油等に係るものにあつてはその全額、同号の一の四のBの(2)に掲げる重油等に係るものにあつてはその七百三十分の三百二十に相当する額、同号の一の四のCの(2)に掲げる重油

等に係るものにあつてはその六百六十分の二百九十に相当する額
三 第四條の関税収入の額から前二号に掲げる金額を控除した金額
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定は、昭和四十七年度の予算から適用し、昭和四十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、石炭対策特別会計(以下「旧会計」という)の昭和四十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、石炭及び石油対策特別会計(以下「新会計」という)の石炭勘定の歳入に繰り入れるものとす。

3 この法律の施行前に、旧会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出は新会計の石炭勘定の同年度の予算に基づいてしたものと、一般会計の同年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出で改正後の第一条第三項に規定する石油勘定に係るものは新会計の石油勘定の同年度の予算に基づいてしたものと、それぞれみなす。

4 この法律の施行前に収納した改正後の第四條に規定する関税収入で旧会計又は一般会計の昭和四十七年度の歳入に組み入れられたものは、政令で定めるところにより、新会計の石炭勘定又は石油勘定の歳入に組み入れられたものとみなす。

5 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に収納した旧会計の昭和四十七年度の歳入に属する収入は、新会計の石炭勘定の歳入とみなす。

6 旧会計の昭和四十六年度の歳出予算の経費の金額のうち改正前の第十五條第一項の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前に旧会計においてした債務の負担又は支出は、新会計の石炭勘定に繰り越されたものと及び同勘定にお

いてした債務の負担又は支出とみなす。

7 この法律の施行の際旧会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、新会計の石炭勘定に歸屬するものとす。

8 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地震再保険特別会計」の下に「石炭及び石油対策特別会計」を加える。

9 国稅収納金整理資金に關する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「石炭対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計」に改める。

10 石炭鉱業整理規則臨時措置法(昭和三十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「石炭対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計」に改める。

11 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第八号中「石炭対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計」に改め、同条第二項中「第八号」を「第七号」に改め、「重炭に關すること」の下に「、同項第八号に掲げる事務のうち石炭勘定に係ること」を加える。

12 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第四号の三中「石炭対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計の石炭勘定」に改める。

○前田佳都男君登壇、拍手

た、いま議題となりました三法案について申し上げます。

まず、労働保険特別会計法案は、第六十二回国会で成立した労働保険の保険料の徴収等に関する

法律により、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業における保険料の徴収が昭和四十七年四月一日より一元化されたことに伴い、現行の労働者災害補償保険特別会計及び失業保険特別会計を整理して、新たに労働保険特別会計を設置し、その勘定区分として労災勘定、失業勘定及び徴収勘定の三勘定を設ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、空港整備特別会計法の一部を改正する法律案は、従来一般会計で経理していた空港整備事業についての出資、航空保安大学校の管理・運営、その他航空保安業務に密接な関係のある業務について、この会計において一元的に経理すること、及び当分の間、沖縄県が下地島に設置する訓練用の飛行場の設置費に対する補助金等をこの会計の歳出とするともに、空港整備事業等の財源強化のため、航空機燃料税収入の十三分の十一を一般会計からこの会計に繰り入れる等の措置を講じようとするものであります。

次に、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案は、原油勘定収入のいわゆる十二分の十相当部分を財源として、石炭対策に關する経理を行なつてきた現行の石炭対策特別会計を、石炭及び石油対策特別会計に改めるとともに、原油勘定収入の総額を財源として、石炭対策に關する経理は石炭勘定、石油勘定に關する経理は石油勘定に、それぞれ区分する等、所要の措置を昭和五十二年三月末日まで講じようとするものであります。

以上三案については、施行日を公布の日に変更するほか、本予算成立のおくれに伴う所要の規定を設ける等、内閣修正が行なわれております。

委員会における三案の質疑の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、三案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、労働保険特別会計法案に対し、鳴崎委員

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 国立学校設置法の一部を改正する法律案

より四党共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより三案を一括して採決いたします。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 過半数と認めます。よつて、三案は可決されました。

○副議長(森八三三君) 日程第九 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大松博文君。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十七日

文教委員長 大松 博文

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東北大学に薬学部、三重大学に医学部及び水産学部、大阪大学に人間科学部並びに大分大学に工学部をそれぞれ設置し、金沢大学に医療技術短期大学部を併設し、大阪大学に溶接工学研究所を附置するとともに、国立大学の共同利用の施設として国文学研究資料館を設置しようとするものであり、妥当な措置と認められた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十七年度国立学校特別会計予算に約五億一千五百万円が計上されている。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「高エネルギー物理学研究所(第九条)」を「高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館(第九条)」に改める。

料館(第九条・第九条の二)に改める。

第二条第一項中「第九条第一項に定める高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二に定める機関」に改める。

第三条第一項の表東北大学の項中「歯学部」を「歯学部」に改め、同表三重大大学の項中「工学部」を「農学部」に改める。

金沢大学医療技術短期大学部

石川県

金沢大学

第四条第二項の表大阪大学の項中

たんばく質研究所

大阪府

たんばく質に関する基礎的研究

たんばく質研究所

大阪府

たんばく質に関する基礎的研究

に改める。

「第三章の二 高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館」に改める。

第三章の二中第九条の次に次の一条を加える。

(国文学研究資料館)

第九条の二 国文学研究資料館は、国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の施設として、国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者で国文学の研究に従事するものに利用させる機関とする。

2 国文学研究資料館は、東京都に置く。

3 前条第二項の規定は、国文学研究資料館につ

いて準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和四十七年度に三重大学医学部若しくは水産学部、大分大学工学部又は金沢大学医療技術短期大学部に入学した者は、在学年数の計算に

関しては、昭和四十七年四月一日から当該学部又は短期大学部にそれぞれ在学していたものとみなす。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

「医学部」に改め、同表大阪大学の項中「文学部」に改め、同表大分大学の項中「経済学部」を「工学部」に改める。

第三条の三第二項の表中富山大学経営短期大学部の項の次に次のように加える。

「工学部」に改め、同表大分大学の項中「経済学部」を「工学部」に改める。

「工学部」に改め、同表大分大学の項中「経済学部」を「工学部」に改める。

「工学部」に改め、同表大分大学の項中「経済学部」を「工学部」に改める。

「工学部」に改め、同表大分大学の項中「経済学部」を「工学部」に改める。

第二十二条中「第九条第一項に規定する高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二に規定する機関」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第九条第二号中「国立大学、国立高等専門学校及び高エネルギー物理学研究所並びに国立大学に附置する学校その他の機関」を「国立学校(前条第四号に定める国立高等学校を除く。)」に改め、同条第十七号を次のように改める。

十七 削除

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項以下を一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正前の文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)第五条第一項第十五号に規定する史料館は、昭和四十七年四月一日から国文学研究資料館であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で改正法の施行の日の前日までに一般会計の昭和四十七年度の予算に基づいてしたものは、この会計の同年度の

予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

〔大松博文君登壇、拍手〕

○大松博文君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東北大学外三大学に五学部を設置するとともに、国文学研究資料館等を新設しようとするものであります。

委員会におきましては、大学等の授業料の性格とその値上げの理由等の問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三二君) この際、日程に追加し

て、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三二君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。議院運営委員長鍋島直紹君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十七年四月二十五日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律
律

(国会議員互助年金法の一部改正)

第一条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「百分の百六十三」を「百分の百七十二」に改め、同項第四号中「百分の二百十六」を「百分の二百三十」に改める。

第十九条の二中「二百六十六の百十六」を「二百三十の百三十」に改める。

第二十三条第一項中「百分の六」を「百分の六・八」に改める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「千五百円」を「二千五百円」に改める。

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正)

第三条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「八万円」を「十万円」に改める。

(議院法制局法の一部改正)

第四条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 部には、必要がある場合において、副部長を置くことができる。

副部長は、法制局長が議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

副部長は、部長を助け部務を整理する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、昭和四十七年五月一日から

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

ら施行する。

2 第二条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第八条の二の規定及び第三条の規定による改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律第三条の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

(昭和四十年八月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)

3 昭和四十年八月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和四十七年五月分以降、その年額を、昭和四十年九月一日における国会議員の歳費年額に相当する金額を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

4 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行なう。

(立法事務費の内払)

5 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十七年四月一日以後の分として交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内払と

みなす。

〔鍋島直紹君登壇、拍手〕

○鍋島直紹君 たいだいま議題となりました法律案について御報告申し上げます。

改正の第一点は、国会議員互助年金法の一部改正でありまして、これは、互助年金の最低基礎歳費月額十八万円を二十四万円に改めることとし、これに伴い納付金の額を改定するとともに、公務傷病等にかかる遺族扶助年金を増額しようとするものであります。

第二点は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正でありまして、議会雑費の日額の限度額を、千五百円から二千五百円に改めようとするものであります。

第三点は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正でありまして、立法事務費を月額八万円から十万円に改めようとするものであります。

第四点は、議院法制局法の一部改正でありまして、新たに両院の法制局の部に副部長を置くことができるようにするものであります。

以上が改正のおもな内容であります。議院運営委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時一分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員
塩田 啓典君 松岡 克由君
野末 和彦君 山田 勇君
内田 善利君 藤原 房雄君
栗林 卓司君 藤井 恒男君
中村 利次君 青島 幸男君
原田 立君 中尾 辰義君
木島 則夫君 柴田利右エ門君
中村 登美君 上林繁次郎君
矢追 秀彦君 阿部 憲一君
萩原幽香子君 久次米健太郎君
亀井 善彰君 峯山 昭範君
田代富士男君 柏原 ヤス君
黒柳 明君 田淵 哲也君

中沢伊登子君 川上 為治君
熊谷太三郎君 沢田 実君
渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君
宮崎 正義君 向井 長年君
高山 恒雄君 温水 三郎君
濱田 幸雄君 二宮 文造君
多田 省吾君 白木義一郎君
小平 芳平君 中村 正雄君
村尾 重雄君 小山邦太郎君
棚辺 四郎君 中村 禎二君
橋本 繁蔵君 原 文兵衛君
松垣徳太郎君 志村 愛子君
竹内 藤男君 高橋 邦雄君
柴立 芳文君 古賀雷四郎君
黒住 忠行君 小林 国司君
大松 博文君 玉置 猛夫君
永野 鎮雄君 山崎 五郎君
長田 裕二君 菅野 肇作君
石本 茂君 佐田 一郎君
安田 隆明君 藤田 正明君
源田 実君 長谷川 仁君
二木 謙吾君 河口 陽一君
木村 睦男君 土屋 義彦君

栗原 祐幸君	木島 義夫君	町村 金五君	橋 直治君	松永 忠二君	森中 守義君	小林 武君	矢山 有作君
米田 正文君	徳永 正利君	高橋文五郎君	大森 久司君	西村 関一君	後藤 義隆君	西ヶ久保重光君	渡辺 武君
丸茂 重貞君	平島 敏夫君	岡本 悟君	吉武 恵市君	伊藤 五郎君	白井 勇君	須藤 五郎君	山崎 昇君
江藤 智君	鍋島 直紹君	大谷藤之助君	塚田十一郎君	中村 英男君	阿具根 登君	占部 秀男君	大矢 正君
新谷寅三郎君	植竹 春彦君	小笠 公韶君	前田佳都男君	森 元治郎君	瀬谷 英行君	横川 正市君	小柳 勇君
木内 四郎君	杉原 荒太君	柴田 栄君	大竹平八郎君	平泉 涉君	田口長治郎君	戸叶 武君	河田 賢治君
上原 正吉君	松平 勇雄君	平井 太郎君	塩見 俊二君	八木 一郎君	山本 利壽君	岩間 正男君	加瀬 完君
郡 祐一君	古池 信三君	剣木 亨弘君	青木 一男君	山下 春江君	羽生 三七君	吉田忠三郎君	小野 明君
安井 謙君	重宗 雄三君	迫水 久常君	西田 信一君	加藤シヅエ君	藤原 道子君	田中 一君	足鹿 覺君
細川 護熙君	岩動 道行君	増原 恵吉君	赤間 文三君	鶴園 哲夫君	鈴木 強君	成瀬 幡治君	藤田 進君
上田 稔君	佐藤 隆君	斎藤 昇君	林田悠紀夫君	片岡 勝治君	辻 一彦君	野坂 参三君	
中山 太郎君	川野辺 静君	船田 讓君	伊部 真君	佐々木静子君	須原 昭二君	内閣総理大臣	佐藤 榮作君
河本嘉久蔵君	金井 元彦君	今泉 正二君	嶋崎 均君	加藤 進君	水口 宏三君	法務大臣	前尾繁三郎君
片山 正英君	梶木 又三君	稻嶺 一郎君	上田 哲君	小谷 守君	神沢 淨君	外務大臣	福田 赳夫君
岩本 政一君	若林 正武君	工藤 良平君	世耕 政隆君	鈴木美枝子君	宮之原貞光君	大蔵大臣	水田三喜男君
長屋 茂君	増田 盛君	初村瀧一郎君	星野 重次君	小笠原貞子君	杉原 一雄君	厚生大臣	高見 三郎君
矢野 登君	山本敬三郎君	竹田 現照君	戸田 菊雄君	竹田 四郎君	安永 英雄君	農林大臣	赤城 宗徳君
渡辺一太郎君	鈴木 省吾君	前川 旦君	山本茂一郎君	松本 英一君	和田 静夫君	通商産業大臣	田中 角榮君
山崎 竜男君	高田 浩連君	山内 一郎君	柳田桃太郎君	塚田 大願君	田中寿美子君	運輸大臣	丹羽喬四郎君
佐藤 一郎君	中津井 真君	宮崎 正雄君	沢田 政治君	大橋 和孝君	川村 清一君	郵政大臣	廣瀬 正雄君
寺本 広作君	久保田藤磨君	野々山一三君	杉山善太郎君	中村 波男君	鈴木 力君	労働大臣	塚原 俊郎君
國田 清充君	鹿島 俊雄君	楠 正俊君	高橋雄之助君	森 勝治君	村田 秀三君		
植木 光教君	玉置 和郎君	内藤登三郎君	西村 尚治君	佐野 芳雄君	松本 賢一君		

議長の報告事項 去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	建設大臣	西村 英二君	通信委員	重宗 雄三君	同	神沢 浄君	決算委員	上田 哲君
	自治大臣	渡海元三郎君	同	鈴木 強君	地方行政委員	高橋 邦雄君	同	同
	国務大臣	江崎 真澄君	予算委員	土屋 義彦君	同	上田 哲君	同	同
	国務大臣	大石 武一君	同	上田 哲君	同	田沼 哲也君	議院運営委員	辻 一彦君
	国務大臣	木内 四郎君	同	竹田 四郎君	法務委員	船田 讓君	懲罰委員	小柳 勇君
	国務大臣	木村 俊夫君	同	佐々木静子君	同	平泉 渉君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
	国務大臣	竹下 登君	同	辻 一彦君	同	重宗 雄三君	左の議案を交通安全対策特別委員会に付託した。	海上交通安全法案
	国務大臣	中村 寅太君	同	安永 英雄君	運輸委員	中沢伊登子君	同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。	同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。
	国務大臣	山中 貞則君	同	小柳 勇君	通信委員	長田 裕二君	計量法の一部を改正する法律案	計量法の一部を改正する法律案
			同	須原 昭二君	同	山崎 昇君	都市公園整備緊急措置法案	都市公園整備緊急措置法案
			同	三木 忠雄君	予算委員	矢野 登君	農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案	農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
			同	栗林 卓司君	同	鶴園 哲夫君	同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。	同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。
			同	萩原幽香子君	同	藤原 道子君	委員派遣承認要求書	委員派遣承認要求書
			同	岩間 正男君	同	和田 静夫君	一、目的 土地改良法の一部を改正する法律案	一、目的 土地改良法の一部を改正する法律案
			同	小笠原貞子君	同	小野 明君	(第六十五回国会開法第二〇〇号)の審査に資する。	(第六十五回国会開法第二〇〇号)の審査に資する。
内閣委員	山崎 昇君	同	決算委員	鶴園 哲夫君	同	田中寿美子君	一、派遣委員	一、派遣委員
地方行政委員	上田 哲君	同	同	神沢 浄君	同	鈴木 強君	國田 清光	國田 清光
同	平泉 渉君	同	同	杉原 一雄君	同	西村 関一君	宮崎 正義	宮崎 正義
同	神沢 浄君	同	議院運営委員	小野 明君	同	上林繁次郎君	小林 国司	小林 国司
同	中沢伊登子君	同	懲罰委員	鈴木 強君	同	木島 則夫君		
法務委員	岩本 政一君	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日	向井 長年君		
同	高橋 邦雄君	同			同日	河田 賢治君		
同	長田 裕二君	同			同日	星野 力君		
運輸委員	田沼 哲也君	同	内閣委員	鈴木 強君	同		一、派遣地 岡山県	一、派遣地 岡山県

一、期間 四月二十五日及び二十六日の二日間
 一、費用 概算五〇、四〇〇円
 右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十七年四月二十日

農林水産委員長 高橋雄之助

参議院議長 河野 謙三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

外務公務員法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

火災びんの使用等の処罰に関する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

外務公務員法の一部を改正する法律

火災びんの使用等の処罰に関する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、去る二十日付をもつて科学技術庁振興局長田中好雄君は退職したので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

科学技術庁振興局長 田宮 茂文君

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁振興局長田宮茂文君(同日議長承認)を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

鈴木 強君

神沢 浄君

地方行政委員

鍋島 直紹君

同 上田 哲君

同 田淵 哲也君

同 大蔵委員

同 青木 一男君

同 棚辺 四郎君

同 社会労働委員

同 上田 稔君

同 高田 浩運君

同 石本 茂君

同 農林水産委員

同 河川 陽一君

同 初村瀧一郎君

同 運輸委員

同 中沢伊登子君

同 通信委員

同 山崎 昇君

同 建設委員

同 村尾 重雄君

同 予算委員

同 小野 明君

同 鶴岡 哲夫君

同 藤原 道子君

同 田中寿美子君

同 河田 賢治君

同 決算委員

同 上田 哲君

同 小谷 守君

同 議院運営委員

同 辻 一彦君

同 須藤 五郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同 内閣委員

同 山崎 昇君

同 上田 哲君

同 高田 浩運君

同 石本 茂君

同 神沢 浄君

同 村尾 重雄君

同 大蔵委員

同 河川 陽一君

同 初村瀧一郎君

同 社会労働委員

同 岩本 政一君

同 片山 正英君

同 鍋島 直紹君

同 農林水産委員

同 青木 一男君

同 棚辺 四郎君

同 運輸委員

同 田淵 哲也君

建設委員	中沢伊登子君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	外務委員会に付託	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。
予算委員	辻 一彦君	公害対策及び環境保全特別委員 鶴園 哲夫君	農林水産委員会に付託	国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出)
同	上田 哲君	公害対策及び環境保全特別委員 鶴園 哲夫君	臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。
同	杉原 一雄君	同日委員会において当選した理事は左の通りである。	農工委員会に付託	特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案
同	加瀬 完君	運輸委員会	公害対策及び環境保全特別委員会に付託	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
同	宮之原貞光君	理事 鬼丸 勝之君 (鬼丸勝之君の補欠)	公害対策及び環境保全特別委員会に付託	沖縄開発庁設置法案
同	戸叶 武君	通信委員会	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案
同	小谷 守君	理事 長田 裕二君 (長田裕二君の補欠)	農林水産委員会に付託	労働安全衛生法案
同	片岡 勝治君	同日議長から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託
同	萩原幽香子君	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案 (藤原道子君外二名発議)	農林水産委員会に付託	漁港法の一部を改正する法律案
同	須藤 五郎君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	農工委員会に付託	中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案
同	小笠原貞子君	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案 (藤原道子君外二名発議)	農工委員会に付託	農林水産委員会に付託
決算委員	鶴園 哲夫君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	農工委員会に付託	農林水産委員会に付託
同	鈴木 強君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	農工委員会に付託	農林水産委員会に付託
議院運営委員	小野 明君	世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件	農工委員会に付託	農林水産委員会に付託
同	星野 力君	北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件	農工委員会に付託	農林水産委員会に付託
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。			農工委員会に付託	農林水産委員会に付託

沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必

要な特別措置に関する法律案可決報告書

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案可決報告書

労働保険特別会計法案可決報告書

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

一昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

農林水産委員

同

建設委員

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

青木 一男君

棚辺 四郎君

中沢伊登子君

戸叶 武君

片岡 勝治君

加瀬 完君

宮之原貞光君

杉原 一雄君

辻 一彦君

小谷 守君

萩原幽香子君

須藤 五郎君

小笠原貞子君

喜屋武眞榮君

鈴木 強君

青島 幸男君

星野 力君

小柳 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

片山 正英君

鍋島 直紹君

中沢伊登子君

青木 一男君

棚辺 四郎君

高田 浩運君

石本 茂君

上田 稔君

河口 陽一君

初村瀧一郎君

村尾 重雄君

西村 関一君

竹田 四郎君

須原 昭二君

神沢 浄君

竹田 現照君

松井 誠君

羽生 三七君

同日議長において、左の常任委員の辞任を

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高山 恒雄君

岩間 正男君

河田 賢治君

青島 幸男君

小谷 守君

野末 和彦君

須藤 五郎君

鈴木 強君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(田畑金

光君外三名提出)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(藤原道子君外一名発議)

同日議長において、左の常任委員の辞任を

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

許可した。

内閣委員

足鹿 覺君

法務委員
(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

船田 謙君

農林水産委員

工藤 良平君

予算委員

竹田 現照君

同

神沢 淨君

同

高山 恒雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

工藤 良平君

法務委員
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

岩本 政一君

農林水産委員

足鹿 覺君

予算委員

杉原 一雄君

同

大橋 和孝君

同

向井 長年君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 向井 長年君 (向井長年君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

公有地の拡大の推進に関する法律案

警備案法

地方行政委員会に付託

老人福祉法の一部を改正する法律案

廃棄物処理施設整備緊急措置法案

社会労働委員会に付託

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

熱供給事業法案

商工委員会に付託

航空事故調査委員会設置法案

運輸委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十七年度一般会計予算、昭和四十七年度

特別会計予算及び昭和四十七年度政府関係機関

予算可決報告書

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

可決報告書

〔第九号参照〕

審査報告書

昭和四十七年度一般会計暫定予算

昭和四十七年度特別会計暫定予算

昭和四十七年度政府関係機関暫定予算

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月三十一日

予算委員長 徳永 正利

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十七年度一般会計暫定予算、昭和四十

七年度特別会計暫定予算及び昭和四十七年度政

府関係機関暫定予算は、昭和四十七年四月一日

から同年四月三十日までの期間にかかる暫定予

算であつて、昭和四十七年度本予算が年度内に

成立することが困難になつたことに伴ひ応急的

な措置として編成されたものである。

暫定予算の編成方針は、本予算が成立するま

での応急的な措置であることにかんがみ、人件

費、事務費等の経常的経費のほか、既定の施策

にかかる経費を計上することとし、新規施策に

かかる経費は、原則として計上しないこととし

ているが、教育及び社会政策上の配慮等から、

暫定予算期間中といえども措置することが適當

と認められるものについては、新規の施策につ

いても、特にこれを計上することとしている。

昭和四十七年度一般会計暫定予算の総額は、

歳入五千五百六十億四千六百十二万五千円、歳

出一兆一千七百四十七億四千七百五十万一千円であつ

て、差引五千四百五十七億百三十七万六千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じて五千五百億円を限度として大蔵省証券を発行できることとしている。

昭和四十七年度特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計の例に準じて編成されている。

なお、法律改正により合併等を予定している特別会計については、現行会計区分により編成されている。

右の措置は、本予算の成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月三十日

通信委員長 杉山善太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和四十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであり、これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

附帯決議

政府および日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送法の精神にのっとり、放送による表現の自由を確保し、放送の不偏不党を堅持すること。

一、協会は、事業活動全般にわたりいっそうの経営努力をほらい、当年度予算に計上の事業収支の赤字を解消するよう努めること。

一、難視聴解消対策をさらに積極的に推進すること。

一、国会に提出する協会の予算および決算関係書類については、国会の効率的審査に資するよう改善すること。

一、協会は、なおいっそう職員の士気高揚に努めること。

右決議する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月三十一日

地方行政委員長 玉置 猛夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額並びに事業税の事業主控除の額の引上げ、固定資産税等の非課税範囲の拡大、電気ガス税の免税点の引上げ等の措置を講ずるとともに、地方税制の合理化を図るための所要の規定の整備を行なおうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、本法施行により、地方税において、昭和四十七年度一千五十三億円(沖縄分を含む)の減税を行なうこととなるが、一方、国の租税特別措置の改正に伴い百四十二億円の増収が見込まれている。

昭和四十七年四月二十八日 参議院会議録第十二号

附帯決議

政府は、住民負担および市町村財政の現状を考慮し、左の諸点について善処すべきである。

一、住民税について、課税最低限の引上げその他の軽減措置をさらに検討し、負担の緩和をはかること。

二、中小企業者に対する税負担の軽減を引続き検討すること。

三、大都市およびその周辺都市等に対する税源の強化をはかるため、法人所得課税の配分の拡充等具体的措置の確立に努めること。

四、市町村道整備の緊急性にかんがみ、市町村の特定財源充当率を高めるよう税源の充実をはかること。

右決議する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月三十一日

地方行政委員長 玉置 猛夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十七年度分の固定資産税

及び都市計画税に限り、市街化区域農地で耕作

の用に供されていると認められるもの等につい

て、所要の減額措置を講じようとするものであ

つて、おおむね妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行なった。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、市街化区域農地に対する課税の減額措

置に関し、特に左の点について適切な措置を講ず

べきである。

一、耕作の用に供されていると認められる農地の

認定にあつては、その実態を十分に精査し、

現に耕作しているものに不利とならないよう適

正に措置すること。

二、基準財政収入額の算定にあつては、市町村

の不利にならぬよう措置すること。

右決議する。

審査報告書

航空機燃料譲与税法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月三十一日

地方行政委員長 玉置 猛夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、空港関係市町村の空港対策財源

を充実強化するため、航空機燃料譲与税とし

て、航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当

する額を空港関係市町村に譲与するものであつ

て、妥当な措置と認める。

三九二

一、費用

昭和四十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出に、航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費として九億円が計上されている。

昭和四十七年四月二十八日 参議院會議録第十二号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一第 五十円

(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)